

小規模企業共済法施行令及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令の一部を改正する政令案 参照条文

(参照法令一覧)

○小規模企業共済法施行令（昭和四十年政令第八十五号）	1
○小規模企業共済法（昭和四十年法律第百二号）	23
○独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成十六年政令第八十二号）	35
○独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）	46
○農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）	68

○小規模企業共済法施行令（昭和四十年政令第百八十五号）

（小規模企業者の範囲）

第一条 小規模企業共済法（以下「法」という。）第二条第一項第三号及び第七号の政令で定める業種及びその業種ごとの従業員の数は、次のとおりとする。

- 一 宿泊業 二十人
- 二 娯楽業 二十人

2 法第二条第一項第八号の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 企業組合であつて、その事業に従事する組合員の数が二十人以下のもの
- 二 協業組合であつて、常時使用する従業員の数が二十人以下のもの
- 三 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第七十二条の十第一項第二号の事業を行う農事組合法人であつて、常時使用する従業員の数が二十人以下のもの

（共済金）

第二条 法第九条第三項第二号イの政令で定める金額は、別表第一の第一欄に掲げる掛金区分に係る掛金納付月数に応じ、同条第一項第一号に掲げる事由に係るものにあつては同表の第二欄に、同項第二号又は第三号に掲げる事由に係るものにあつては同表の第三欄に掲げる金額とする。

（分割支給率）

第三条 法第九条の三第五項の政令で定める率は、次の各号に掲げる場合に應じ、それぞれ当該各号に定める率とする。

- 一 分割支給期間が十年の場合 千分の二十六・三に経済産業大臣の定める率を加えて得た率
 - 二 分割支給期間が十五年の場合 千分の十八に経済産業大臣の定める率を加えて得た率
- （解約手当金）

第四条 法第十二条第三項第一号の政令で定める割合は、別表第二の上欄に掲げる掛金区分に係る掛金納付月数に応じ、同表の下欄に掲げる割合とする。

2 法第十二条第四項第二号イの政令で定める金額は、別表第一の第一欄に掲げる掛金区分に係る掛金納付月数に応じ、同表の第四欄に掲げる金額とする。

附 則 抄

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。
別表第一（第二条、第四条関係）

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
三六月	一八、三七〇円	一八、二五〇円	一四、八八八円
三七月	一八、八九〇円	一八、七六〇円	一五、三二〇円
三八月	一九、四二〇円	一九、二八〇円	一五、七五二円
三九月	一九、九四〇円	一九、八〇〇円	一六、一八四円
四〇月	二〇、四七〇円	二〇、三二〇円	一六、六二四円
四一月	二〇、九九〇円	二〇、八三〇円	一七、〇五六円
四二月	二一、五二〇円	二一、三五〇円	一七、四八八円
四三月	二二、〇四〇円	二一、八七〇円	一七、九二〇円
四四月	二二、五七〇円	二二、三九〇円	一八、三六〇円
四五月	二三、〇九〇円	二二、九〇〇円	一八、七九二円
四六月	二三、六二〇円	二三、四二〇円	一九、二二四円
四七月	二四、一四〇円	二三、九四〇円	一九、六五六円
四八月	二四、六七〇円	二四、四六〇円	二〇、〇九六円
四九月	二五、二〇〇円	二四、九八〇円	二〇、五三六円
五〇月	二五、七三〇円	二五、五〇〇円	二〇、九八四円
五一月	二六、二七〇円	二六、〇二〇円	二一、四二四円
五二月	二六、八〇〇円	二六、五五〇円	二一、八七二円
五三月	二七、三三〇円	二七、〇七〇円	二二、三一二円
五四月	二七、八七〇円	二七、五九〇円	二二、七六〇円
五五月	二八、四〇〇円	二八、一一〇円	二三、二〇〇円
五六月	二八、九三〇円	二八、六四〇円	二三、六四八円

五七月	二九、四七〇円	二九、一六〇円	二四、〇八八円
五八月	三〇、〇〇〇円	二九、六八〇円	二四、五三六円
五九月	三〇、五三〇円	三〇、二〇〇円	二四、九七六円
六〇月	三一、〇七〇円	三〇、七三〇円	二五、四二四円
六一月	三一、六一〇円	三一、二五〇円	二五、八七二円
六二月	三一、一五〇円	三一、七八〇円	二六、三二八円
六三月	三一、六九〇円	三一、三一〇円	二六、七八四円
六四月	三三、二三〇円	三二、八四〇円	二七、二四〇円
六五月	三三、七七〇円	三三、三六〇円	二七、六八八円
六六月	三四、三二〇円	三三、八九〇円	二八、一四四円
六七月	三四、八六〇円	三四、四二〇円	二八、六〇〇円
六八月	三五、四〇〇円	三四、九五〇円	二九、〇五六円
六九月	三五、九四〇円	三五、四七〇円	二九、五〇四円
七〇月	三六、四八〇円	三六、〇〇〇円	二九、九六〇円
七一月	三七、〇二〇円	三六、五三〇円	三〇、四一六円
七二月	三七、五七〇円	三七、〇六〇円	三〇、八七二円
七三月	三八、一一〇円	三七、五九〇円	三一、三三六円
七四月	三八、六六〇円	三八、一二〇円	三一、八〇〇円
七五月	三九、二一〇円	三八、六五〇円	三二、二六四円
七六月	三九、七六〇円	三九、一九〇円	三二、七三六円
七七月	四〇、三一〇円	三九、七二〇円	三三、二〇〇円
七八月	四〇、八六〇円	四〇、二五〇円	三三、六六四円
七九月	四一、四一〇円	四〇、七八〇円	三四、一二八円
八〇月	四一、九六〇円	四一、三二〇円	三四、六〇〇円

八一月	四二、五一〇円	四一、八五〇円	三五、〇六四円
八二月	四三、〇六〇円	四二、三八〇円	三五、五二八円
八三月	四三、六一〇円	四二、九一〇円	三五、九九二円
八四月	四四、一六〇円	四三、四五〇円	三六、四六四円
八五月	四四、七一〇円	四三、九八〇円	三六、九三六円
八六月	四五、二七〇円	四四、五二〇円	三七、四一六円
八七月	四五、八三〇円	四五、〇六〇円	三七、八九六円
八八月	四六、三九〇円	四五、六〇〇円	三八、三六八円
八九月	四六、九四〇円	四六、一四〇円	三八、八四八円
九〇月	四七、五〇〇円	四六、六八〇円	三九、三二八円
九一月	四八、〇六〇円	四七、二二〇円	三九、八〇〇円
九二月	四八、六二〇円	四七、七六〇円	四〇、二八〇円
九三月	四九、一七〇円	四八、三〇〇円	四〇、七六〇円
九四月	四九、七三〇円	四八、八四〇円	四一、二三二円
九五月	五〇、二九〇円	四九、三八〇円	四一、七一二円
九六月	五〇、八五〇円	四九、九二〇円	四二、一九二円
九七月	五一、四一〇円	五〇、四六〇円	四二、六八〇円
九八月	五一、九八〇円	五一、〇〇〇円	四三、一六八円
九九月	五二、五四〇円	五一、五五〇円	四三、六五六円
一〇〇月	五三、一一〇円	五二、〇九〇円	四四、一四四円
一〇一月	五三、六七〇円	五二、六四〇円	四四、六三二円
一〇二月	五四、二四〇円	五三、一八〇円	四五、一二〇円
一〇三月	五四、八一〇円	五三、七二〇円	四五、六〇八円
一〇四月	五五、三七〇円	五四、二七〇円	四六、〇九六円

一〇五月	五五、九四〇円	五四、八一〇円	四六、五八四円
一〇六月	五六、五〇〇円	五五、三六〇円	四七、〇七二円
一〇七月	五七、〇七〇円	五五、九〇〇円	四七、五六〇円
一〇八月	五七、六四〇円	五六、四五〇円	四八、〇五六円
一〇九月	五八、二一〇円	五六、九九〇円	四八、五五二円
一一〇月	五八、七八〇円	五七、五四〇円	四九、〇五六円
一一一月	五九、三六〇円	五八、〇九〇円	四九、五五二円
一一二月	五九、九三〇円	五八、六四〇円	五〇、〇五六円
一一三月	六〇、五一〇円	五九、一九〇円	五〇、五五二円
一一四月	六一、〇八〇円	五九、七四〇円	五一、〇五六円
一一五月	六一、六五〇円	六〇、二九〇円	五一、五六〇円
一一六月	六一、二三〇円	六〇、八四〇円	五二、〇五六円
一一七月	六一、八〇〇円	六一、三九〇円	五二、五六〇円
一一八月	六三、三八〇円	六一、九四〇円	五三、〇五六円
一一九月	六三、九五〇円	六二、四九〇円	五三、五六〇円
一二〇月	六四、五三〇円	六三、〇四〇円	五四、〇六四円
一二一月	六五、一一〇円	六三、五九〇円	五四、五七六円
一二二月	六五、六九〇円	六四、一五〇円	五五、〇八八円
一二三月	六六、二七〇円	六四、七〇〇円	五五、六〇〇円
一二四月	六六、八六〇円	六五、二六〇円	五六、一一二円
一二五月	六七、四四〇円	六五、八一〇円	五六、六二四円
一二六月	六八、〇二〇円	六六、三七〇円	五七、一三六円
一二七月	六八、六〇〇円	六六、九二〇円	五七、六四八円
一二八月	六九、一九〇円	六七、四八〇円	五八、一六〇円

一五二月	八三、四二〇円	八〇、九六〇円	七〇、八一六円
一五一月	八二、八二〇円	八〇、三九〇円	七〇、二七二円
一五〇月	八二、二二〇円	七九、八三〇円	六九、七三六円
一四九月	八一、六二〇円	七九、二六〇円	六九、二〇〇円
一四八月	八一、〇二〇円	七八、六九〇円	六八、六六四円
一四七月	八〇、四二〇円	七八、一三〇円	六八、一二〇円
一四六月	七九、八二〇円	七七、五六〇円	六七、五八四円
一四五月	七九、二二〇円	七六、九九〇円	六七、〇四八円
一四四月	七八、六二〇円	七六、四三〇円	六六、五一二円
一四三月	七八、〇二〇円	七五、八六〇円	六五、九八四円
一四二月	七七、四三〇円	七五、三〇〇円	六五、四五六円
一四一月	七六、八四〇円	七四、七四〇円	六四、九三六円
一四〇月	七六、二五〇円	七四、一八〇円	六四、四〇八円
一三九月	七五、六六〇円	七三、六二〇円	六三、八八八円
一三八月	七五、〇七〇円	七三、〇六〇円	六三、三六〇円
一三七月	七四、四七〇円	七二、五〇〇円	六二、八三二円
一三六月	七三、八八〇円	七一、九四〇円	六二、三一二円
一三五月	七三、二九〇円	七一、三八〇円	六一、七八四円
一三四月	七二、七〇〇円	七〇、八二〇円	六一、二六四円
一三三月	七二、一一〇円	七〇、二六〇円	六〇、七三六円
一三二月	七一、五二〇円	六九、七〇〇円	六〇、二一六円
一三一月	七〇、九三〇円	六九、一四〇円	五九、六九六円
一三〇月	七〇、三五〇円	六八、五九〇円	五九、一八四円
一二九月	六九、七七〇円	六八、〇三〇円	五八、六七二円

一七六月	九八、〇七〇円	九四、七一〇円	八四、〇八〇円
一七五月	九七、四五〇円	九四、一三〇円	八三、五二二円
一七四月	九六、八四〇円	九三、五五〇円	八二、九五二円
一七三月	九六、二二〇円	九二、九七〇円	八二、三八四円
一七二月	九五、六〇〇円	九二、四〇〇円	八一、八二四円
一七一月	九四、九八〇円	九一、八二〇円	八一、二五六円
一七〇月	九四、三六〇円	九一、二四〇円	八〇、六九六円
一六九月	九三、七四〇円	九〇、六六〇円	八〇、一二八円
一六八月	九三、一三〇円	九〇、〇九〇円	七九、五六八円
一六七月	九二、五二〇円	八九、五一〇円	七九、〇一六円
一六六月	九一、九一〇円	八八、九四〇円	七八、四六四円
一六五月	九一、三〇〇円	八八、三七〇円	七七、九一二円
一六四月	九〇、六九〇円	八七、八〇〇円	七七、三六八円
一六三月	九〇、〇八〇円	八七、二三〇円	七六、八一六円
一六二月	八九、四七〇円	八六、六六〇円	七六、二六四円
一六一月	八八、八六〇円	八六、〇八〇円	七五、七二二円
一六〇月	八八、二五〇円	八五、五一〇円	七五、一六八円
一五九月	八七、六四〇円	八四、九四〇円	七四、六一六円
一五八月	八七、〇三〇円	八四、三七〇円	七四、〇六四円
一五七月	八六、四二〇円	八三、八〇〇円	七三、五一二円
一五六月	八五、八二〇円	八三、二三〇円	七二、九六八円
一五五月	八五、二二〇円	八二、六六〇円	七二、四二四円
一五四月	八四、六二〇円	八二、〇九〇円	七一、八八八円
一五三月	八四、〇二〇円	八一、五三〇円	七一、三五二円

一七七月	九八、六九〇円	九五、二八〇円	八四、六四〇円
一七八月	九九、三一〇円	九五、八六〇円	八五、二〇八円
一七九月	九九、九三〇円	九六、四四〇円	八五、七六八円
一八〇月	一〇〇、五五〇円	九七、〇二〇円	八六、三三六円
一八一月	一〇一、一七〇円	九七、六〇〇円	八六、九一二円
一八二月	一〇一、八〇〇円	九八、一九〇円	八七、四九六円
一八三月	一〇二、四三〇円	九八、七七〇円	八八、〇八〇円
一八四月	一〇三、〇六〇円	九九、三六〇円	八八、六六四円
一八五月	一〇三、六八〇円	九九、九四〇円	八九、二四八円
一八六月	一〇四、三一〇円	一〇〇、五三〇円	八九、八三二円
一八七月	一〇四、九四〇円	一〇一、一二〇円	九〇、四一六円
一八八月	一〇五、五七〇円	一〇一、七〇〇円	九一、〇〇〇円
一八九月	一〇六、一九〇円	一〇二、二九〇円	九一、五八四円
一九〇月	一〇六、八二〇円	一〇二、八七〇円	九二、一六八円
一九一月	一〇七、四五〇円	一〇三、四六〇円	九二、七五二円
一九二月	一〇八、〇八〇円	一〇四、〇五〇円	九三、三三六円
一九三月	一〇八、七一〇円	一〇四、六四〇円	九三、九二八円
一九四月	一〇九、三五〇円	一〇五、二三〇円	九四、五二八円
一九五月	一〇九、九九〇円	一〇五、八二〇円	九五、一二八円
一九六月	一一〇、六二〇円	一〇六、四二〇円	九五、七二八円
一九七月	一一一、二六〇円	一〇七、〇一〇円	九六、三二〇円
一九八月	一一一、九〇〇円	一〇七、六〇〇円	九六、九二〇円
一九九月	一二二、五三〇円	一〇八、一九〇円	九七、五二〇円
二〇〇月	一二三、一七〇円	一〇八、七九〇円	九八、一二〇円

二〇一月	一二三、八一〇円	一〇九、三八〇円	九八、七一二円
二〇二月	一二四、四四〇円	一〇九、九七〇円	九九、三一二円
二〇三月	一二五、〇八〇円	一一〇、五六〇円	九九、九一二円
二〇四月	一二五、七二〇円	一一一、一六〇円	一〇〇、五一二円
二〇五月	一二六、三六〇円	一一一、七五〇円	一〇一、一二〇円
二〇六月	一二七、〇一〇円	一一二、三五〇円	一〇一、七三六円
二〇七月	一二七、六五〇円	一一二、九五〇円	一〇二、三四四円
二〇八月	一二八、三〇〇円	一一三、五五〇円	一〇二、九六〇円
二〇九月	一二八、九四〇円	一一四、一五〇円	一〇三、五六八円
二一〇月	一二九、五九〇円	一一四、七五〇円	一〇四、一八四円
二一一月	一二〇、二四〇円	一一五、三五〇円	一〇四、八〇〇円
二一二月	一二〇、八八〇円	一一五、九五〇円	一〇五、四〇八円
二一三月	一二一、五三〇円	一一六、五五〇円	一〇六、〇二四円
二一四月	一二二、一七〇円	一一七、一五〇円	一〇六、六〇七円
二一五月	一二三、八二〇円	一一七、七五〇円	一〇七、一五三円
二一六月	一二三、四七〇円	一一八、三五〇円	一〇七、六九九円
二一七月	一二四、一一〇円	一一八、九五〇円	一〇八、二四五円
二一八月	一二四、七八〇円	一一九、五五〇円	一〇八、七九一円
二一九月	一二五、四三〇円	一二〇、一六〇円	一〇九、三四六円
二二〇月	一二六、〇九〇円	一二〇、七六〇円	一〇九、八九二円
二二一月	一二六、七四〇円	一二一、三七〇円	一一〇、四四七円
二二二月	一二七、四〇〇円	一二一、九七〇円	一一〇、九九三円
二二三月	一二八、〇六〇円	一二二、五七〇円	一一一、五三九円
二二四月	一二八、七一〇円	一二三、一八〇円	一一二、〇九四円

二二五 月	一二九、三七〇円	一二三、七八〇円	一二一、六四〇円
二二六 月	一三〇、〇二〇円	一二四、三九〇円	一二三、一九五円
二二七 月	一三〇、六八〇円	一二四、九九〇円	一二三、七四一円
二二八 月	一三一、三四〇円	一二五、六〇〇円	一二四、二九六円
二二九 月	一三二、〇〇〇円	一二六、二一〇円	一二四、八五一円
二三〇 月	一三二、六七〇円	一二六、八二〇円	一二五、四〇六円
二三一 月	一三三、三三〇円	一二七、四三〇円	一二五、九六一円
二三二 月	一三四、〇〇〇円	一二八、〇四〇円	一二六、五一六円
二三三 月	一三四、六六〇円	一二八、六五〇円	一二七、〇七二円
二三四 月	一三五、三三〇円	一二九、二七〇円	一二七、六三六円
二三五 月	一三五、九九〇円	一二九、八八〇円	一二八、一九一円
二三六 月	一三六、六六〇円	一三〇、四九〇円	一二八、七四六円
二三七 月	一三七、三二〇円	一三一、一〇〇円	一二九、三〇一円
二三八 月	一三七、九九〇円	一三一、七一〇円	一二九、八五六円
二三九 月	一三八、六五〇円	一三一、三二〇円	一二〇、四一一円
二四〇 月	一三九、三二〇円	一三一、九四〇円	一二〇、九七五円
二四一 月	一三九、九九〇円	一三三、五五〇円	一二一、五三一円
二四二 月	一四〇、六七〇円	一三四、一七〇円	一二二、〇九五円
二四三 月	一四一、三四〇円	一三四、七九〇円	一二二、六五九円
二四四 月	一四二、〇二〇円	一三五、四〇〇円	一二三、二一四円
二四五 月	一四二、六九〇円	一三六、〇二〇円	一二三、七七八円
二四六 月	一四三、三七〇円	一三六、六四〇円	一二四、三四二円
二四七 月	一四四、〇四〇円	一三七、二五〇円	一二四、八九八円
二四八 月	一四四、七二〇円	一三七、八七〇円	一二五、四六二円

二四九月	一四五、三九〇円	一三八、四九〇円	一二六、〇二六円
二五〇月	一四六、〇七〇円	一三九、一〇〇円	一二六、五八一円
二五一月	一四六、七四〇円	一三九、七二〇円	一二七、一四五円
二五二月	一四七、四二〇円	一四〇、三四〇円	一二七、七〇九円
二五三月	一四八、一〇〇円	一四〇、九六〇円	一二八、二七四円
二五四月	一四八、七八〇円	一四一、五八〇円	一二八、八三八円
二五五月	一四九、四七〇円	一四二、二一〇円	一二九、四一一円
二五六月	一五〇、一五〇円	一四二、八三〇円	一二九、九七五円
二五七月	一五〇、八四〇円	一四三、四六〇円	一三〇、五四九円
二五八月	一五一、五二〇円	一四四、〇八〇円	一三一、一一三円
二五九月	一五二、二〇〇円	一四四、七〇〇円	一三一、六七七円
二六〇月	一五二、八九〇円	一四五、三三〇円	一三一、二五〇円
二六一月	一五三、五七〇円	一四五、九五〇円	一三二、八一五円
二六二月	一五四、二六〇円	一四六、五八〇円	一三三、三八八円
二六三月	一五四、九四〇円	一四七、二〇〇円	一三三、九五二円
二六四月	一五五、六三〇円	一四七、八三〇円	一三四、五二五円
二六五月	一五六、三二〇円	一四八、四六〇円	一三五、〇九九円
二六六月	一五七、〇二〇円	一四九、〇九〇円	一三五、六七二円
二六七月	一五七、七一〇円	一四九、七二〇円	一三六、二四五円
二六八月	一五八、四一〇円	一五〇、三五〇円	一三六、八一九円
二六九月	一五九、一〇〇円	一五〇、九八〇円	一三七、三九二円
二七〇月	一五九、八〇〇円	一五一、六一〇円	一三七、九六五円
二七一月	一六〇、四九〇円	一五二、二四〇円	一三八、五三八円
二七二月	一六一、一九〇円	一五二、八七〇円	一三九、一一二円

二七三月	一六一、八八〇円	一五三、五〇〇円	一三九、六八五円
二七四月	一六二、五八〇円	一五四、一三〇円	一四〇、二五八円
二七五月	一六三、二七〇円	一五四、七六〇円	一四〇、八三二円
二七六月	一六三、九七〇円	一五五、三九〇円	一四一、四〇五円
二七七月	一六四、六七〇円	一五六、〇二〇円	一四一、九七八円
二七八月	一六五、三八〇円	一五六、六六〇円	一四二、五六一円
二七九月	一六六、〇八〇円	一五七、三〇〇円	一四三、一四三円
二八〇月	一六六、七九〇円	一五七、九四〇円	一四三、七二五円
二八一月	一六七、四九〇円	一五八、五七〇円	一四四、二九九円
二八二月	一六八、二〇〇円	一五九、二一〇円	一四四、八八一円
二八三月	一六八、九〇〇円	一五九、八五〇円	一四五、四六四円
二八四月	一六九、六一〇円	一六〇、四九〇円	一四六、〇四六円
二八五月	一七〇、三一〇円	一六一、一二〇円	一四六、六一九円
二八六月	一七一、〇二〇円	一六一、七六〇円	一四七、二〇二円
二八七月	一七一、七二〇円	一六二、四〇〇円	一四七、七八四円
二八八月	一七二、四三〇円	一六三、〇四〇円	一四八、三六六円
二八九月	一七三、一四〇円	一六三、六八〇円	一四八、九四九円
二九〇月	一七三、八六〇円	一六四、三二〇円	一四九、五三一円
二九一月	一七四、五七〇円	一六四、九七〇円	一五〇、一二三円
二九二月	一七五、二九〇円	一六五、六一〇円	一五〇、七〇五円
二九三月	一七六、〇〇〇円	一六六、二五〇円	一五一、二八八円
二九四月	一七六、七二〇円	一六六、九〇〇円	一五一、八七九円
二九五月	一七七、四三〇円	一六七、五四〇円	一五二、四六一円
二九六月	一七八、一五〇円	一六八、一八〇円	一五三、〇四四円

二九七月	一七八、八六〇円	一六八、八三〇円	一五三、六三五円
二九八月	一七九、五八〇円	一六九、四七〇円	一五四、二一八円
二九九月	一八〇、二九〇円	一七〇、一一〇円	一五四、八〇〇円
三〇〇月	一八一、〇一〇円	一七〇、七六〇円	一五五、三九二円
三〇一月	一八一、七一〇円	一七一、四一〇円	一五五、九八三円
三〇二月	一八二、四一〇円	一七二、〇六〇円	一五六、五七五円
三〇三月	一八三、一二〇円	一七二、七一〇円	一五七、一六六円
三〇四月	一八三、八二〇円	一七三、三六〇円	一五七、七八八円
三〇五月	一八四、五二〇円	一七四、〇一〇円	一五八、三四九円
三〇六月	一八五、二三〇円	一七四、六六〇円	一五八、九四一円
三〇七月	一八五、九三〇円	一七五、三一〇円	一五九、五三二円
三〇八月	一八六、六三〇円	一七五、九六〇円	一六〇、一二四円
三〇九月	一八七、三四〇円	一七六、六一〇円	一六〇、七一五円
三一〇月	一八八、〇四〇円	一七七、二六〇円	一六一、三〇七円
三一一月	一八八、七四〇円	一七七、九一〇円	一六一、八九八円
三一二月	一八九、四五〇円	一七八、五六〇円	一六二、四九〇円
三一三月	一九〇、一一〇円	一七九、二一〇円	一六三、〇八一円
三一四月	一九〇、七八〇円	一七九、八七〇円	一六三、六八二円
三一五月	一九一、四五〇円	一八〇、五三〇円	一六四、二八二円
三一六月	一九二、一二〇円	一八一、一八〇円	一六四、八七四円
三一七月	一九二、七九〇円	一八一、八四〇円	一六五、四七四円
三一八月	一九三、四六〇円	一八二、五〇〇円	一六六、〇七五円
三一九月	一九四、一三〇円	一八三、一五〇円	一六六、六六七円
三二〇月	一九四、八〇〇円	一八三、八一〇円	一六七、二六七円

三三二月	一九五、四七〇円	一八四、四七〇円	一六七、八六八円
三三三月	一九六、一四〇円	一八五、一二〇円	一六八、四五九円
三三四月	一九六、八一〇円	一八五、七八〇円	一六九、〇六〇円
三三五月	一九七、四八〇円	一八六、四四〇円	一六九、六六〇円
三三六月	一九八、〇五〇円	一八七、一〇〇円	一七〇、二六一円
三三七月	一九八、六三〇円	一八七、七六〇円	一七〇、八六二円
三三八月	一九九、二一〇円	一八八、四三〇円	一七一、四七一円
三三九月	一九九、七九〇円	一八九、〇九〇円	一七二、〇七二円
三三〇月	二〇〇、三六〇円	一八九、七六〇円	一七二、六八二円
三三一月	二〇〇、九四〇円	一九〇、四二〇円	一七三、二八二円
三三二月	二〇一、五二〇円	一九一、〇八〇円	一七三、八八三円
三三三月	二〇二、一〇〇円	一九一、七五〇円	一七四、四九三円
三三四月	二〇二、六七〇円	一九二、四一〇円	一七五、〇九三円
三三五月	二〇三、二五〇円	一九三、〇八〇円	一七五、七〇三円
三三六月	二〇三、八三〇円	一九三、七四〇円	一七六、三〇三円
三三七月	二〇四、四一〇円	一九四、四一〇円	一七六、九一三円
三三八月	二〇四、九五〇円	一九五、〇八〇円	一七七、五二三円
三三九月	二〇五、四九〇円	一九五、七五〇円	一七八、一三三円
三四〇月	二〇六、〇四〇円	一九六、四二〇円	一七八、七四二円
三四一月	二〇六、五八〇円	一九七、〇九〇円	一七九、三五二円
三四二月	二〇七、一二〇円	一九七、七六〇円	一七九、九六二円
三四三月	二〇七、六七〇円	一九八、四三〇円	一八〇、五七二円
三四四月	二〇八、二一〇円	一九九、一〇〇円	一八一、一八一円
三四五月	二〇八、七五〇円	一九九、七七〇円	一八一、七九二円

三六八月	二二一、七六〇円	二二六、〇七〇円	一九六、六二四円
三六七月	二二一、二二〇円	二二五、三八〇円	一九五、九九六円
三六六月	二二〇、六七〇円	二二四、七〇〇円	一九五、三七七円
三六五月	二二〇、一二〇円	二二四、〇一〇円	一九四、七四九円
三六四月	二一九、五八〇円	二二三、三三〇円	一九四、一三〇円
三六三月	二一九、〇三〇円	二二二、六四〇円	一九三、五〇二円
三六二月	二二八、四九〇円	二二一、九六〇円	一九二、八八四円
三六一月	二二七、九四〇円	二二一、二七〇円	一九二、二五六円
三六〇月	二二七、四〇〇円	二二〇、五九〇円	一九一、六三七円
三五九月	二二六、八六〇円	二〇九、九一〇円	一九一、〇一八円
三五八月	二二六、三二〇円	二〇九、二三〇円	一九〇、三九九円
三五七月	二二五、七八〇円	二〇八、五五〇円	一八九、七八一円
三五六月	二二五、二四〇円	二〇七、八八〇円	一八九、一七一円
三五五月	二二四、七〇〇円	二〇七、二〇〇円	一八八、五五二円
三五四月	二二四、一六〇円	二〇六、五二〇円	一八七、九三三円
三五三月	二二三、六二〇円	二〇五、八四〇円	一八七、三一四円
三五二月	二二三、〇八〇円	二〇五、一七〇円	一八六、七〇五円
三五一月	二二二、五四〇円	二〇四、四九〇円	一八六、〇八六円
三五〇月	二二二、〇〇〇円	二〇三、八一〇円	一八五、四六七円
三四九月	二二一、四六〇円	二〇三、一三〇円	一八四、八四八円
三四八月	二二〇、九三〇円	二〇二、四六〇円	一八四、二三九円
三四七月	二二〇、三八〇円	二〇一、七八〇円	一八三、六二〇円
三四六月	二〇九、八四〇円	二〇一、一一〇円	一八三、〇一〇円
三四五月	二〇九、三〇〇円	二〇〇、四四〇円	一八二、四〇〇円

三六九月		二二二、三一〇円	二二六、七五〇円	一九七、二四三円
三七〇月		二二二、八五〇円	二二七、四四〇円	一九七、八七〇円
三七一月		二二三、四〇〇円	二二八、一二〇円	一九八、四八九円
三七二月		二二三、九五〇円	二二八、八一〇円	一九九、一一七円
三七三月		二三四、四九〇円	二二九、五〇〇円	一九九、七四五円
三七四月		二三五、〇四〇円	二三〇、一九〇円	二〇〇、三七三円
三七五月		二三五、五九〇円	二三〇、八八〇円	二〇一、〇〇一円
三七六月		二三六、一三〇円	二三一、五七〇円	二〇一、六二九円
三七七月		二三六、六八〇円	二三一、二六〇円	二〇二、二五七円
三七八月		二三七、二三〇円	二三二、九六〇円	二〇二、八九四円
三七九月		二三七、七七〇円	二三三、六五〇円	二〇三、五二二円
三八〇月		二二八、三二〇円	二三四、三四〇円	二〇四、一四九円
三八一月		二二八、八七〇円	二三五、〇三〇円	二〇四、七七七円
三八二月		二二九、四一〇円	二三五、七二〇円	二〇五、四〇五円
三八三月		二二九、九六〇円	二三六、四一〇円	二〇六、〇三三円
三八四月		二三〇、五一〇円	二三七、一一〇円	二〇六、六七〇円
三八五月		二三一、〇六〇円	二三七、八〇〇円	二〇七、二九八円
三八六月		二三一、六二〇円	二三八、五〇〇円	二〇七、九三五円
三八七月		二三二、一八〇円	二三九、二〇〇円	二〇八、五七二円
三八八月		二三二、七四〇円	二三九、九〇〇円	二〇九、二〇九円
三八九月		二三三、三〇〇円	二三〇、六〇〇円	二〇九、八四六円
三九〇月		二三三、八六〇円	二三一、三〇〇円	二一〇、四八三円
三九一月		二三四、四一〇円	二三二、〇〇〇円	二一一、一二〇円
三九二月		二三四、九七〇円	二三三、七〇〇円	二一一、七五七円

三九三月	二三五、五三〇円	一三三、四〇〇円	二二一、三九四円
三九四月	一三六、〇九〇円	一三四、一〇〇円	二二三、〇三一円
三九五月	一三六、六五〇円	一三四、八〇〇円	二二三、六六八円
三九六月	一三七、二一〇円	一三五、五〇〇円	二二四、三〇五円
三九七月	一三七、八二〇円	一三六、二〇〇円	二二四、九四二円
三九八月	一三八、四三〇円	一三六、九一〇円	二二五、五八八円
三九九月	一三九、〇四〇円	一三七、六一〇円	二二六、二二五円
四〇〇月	一三九、六五〇円	一三八、三二〇円	二二六、八七一円
四〇一月	一四〇、二六〇円	一三九、〇二〇円	二二七、五〇八円
四〇二月	一四〇、八八〇円	一三九、七三〇円	二二八、一五四円
四〇三月	一四一、四九〇円	一四〇、四四〇円	二二八、八〇〇円
四〇四月	一四二、一〇〇円	一四一、一四〇円	二二九、四三七円
四〇五月	一四二、七一〇円	一四一、八五〇円	二三〇、〇八四円
四〇六月	一四三、三二〇円	一四二、五五〇円	二三〇、七二一円
四〇七月	一四三、九三〇円	一四三、二六〇円	二三一、三六七円
四〇八月	一四四、五五〇円	一四三、九七〇円	二三一、〇一三円
四〇九月	一四五、二一〇円	一四四、六八〇円	二三一、六五九円
四一〇月	一四五、八八〇円	一四五、三九〇円	二三三、三〇五円
四一一月	一四六、五四〇円	一四六、一一〇円	二三三、九六〇円
四一二月	一四七、二一〇円	一四六、八二〇円	二三四、六〇六円
四一三月	一四七、八七〇円	一四七、五四〇円	二三五、二六一円
四一四月	一四八、五四〇円	一四八、二五〇円	二三五、九〇八円
四一五月	一四九、二一〇円	一四八、九六〇円	二三六、五五四円
四一六月	一四九、八七〇円	一四九、六八〇円	二三七、二〇九円

四一七月	二五〇、五四〇円	二五〇、三九〇円	二三七、八五五円
四一八月	二五一、二〇〇円	二五一、一一〇円	二三八、五一〇円
四一九月	二五一、八七〇円	二五一、八二〇円	二二九、一五六円
四二〇月	二五二、五四〇円	二五二、五四〇円	二二九、八一円
四二一月	二五三、二五〇円	二五三、二五〇円	二三〇、四五八円
四二二月	二五三、九七〇円	二五三、九七〇円	二三一、一三三円
四二三月	二五四、六九〇円	二五四、六九〇円	二三一、七六八円
四二四月	二五五、四一〇円	二五五、四一〇円	二三二、四二三円
四二五月	二五六、一三〇円	二五六、一三〇円	二三三、〇七八円
四二六月	二五六、八五〇円	二五六、八五〇円	二三三、七三四円
四二七月	二五七、五七〇円	二五七、五七〇円	二三四、三八九円
四二八月	二五八、二九〇円	二五八、二九〇円	二三五、〇四四円
四二九月	二五九、〇一〇円	二五九、〇一〇円	一三五、六九九円
四三〇月	二五九、七三〇円	二五九、七三〇円	一三六、三五四円
四三一月	二六〇、四五〇円	二六〇、四五〇円	一三七、〇一〇円
四三二月	二六一、一七〇円	二六一、一七〇円	一三七、六六五円
四三三月	二六一、八九〇円	二六一、八九〇円	一三八、三二〇円
四三四月	二六二、六二〇円	二六二、六二〇円	一三八、九八四円
四三五月	二六三、三五〇円	二六三、三五〇円	一三九、六四九円
四三六月	二六四、〇七〇円	二六四、〇七〇円	二四〇、三〇四円
四三七月	二六四、八〇〇円	二六四、八〇〇円	二四〇、九六八円
四三八月	二六五、五三〇円	二六五、五三〇円	二四一、六三二円
四三九月	二六六、二五〇円	二六六、二五〇円	二四二、二八八円
四四〇月	二六六、九八〇円	二六六、九八〇円	二四二、九五二円

四四一月	二六七、七一〇円	二六七、七一〇円	二四三、六一六円
四四二月	二六八、四三〇円	二六八、四三〇円	二四四、二七一円
四四三月	二六九、一六〇円	二六九、一六〇円	二四四、九三六円
四四四月	二六九、八九〇円	二六九、八九〇円	二四五、六〇〇円
四四五月	二七〇、六二〇円	二七〇、六二〇円	二四六、二六四円
四四六月	二七一、三五〇円	二七一、三五〇円	二四六、九二九円
四四七月	二七二、〇九〇円	二七二、〇九〇円	二四七、六〇二円
四四八月	二七二、八二〇円	二七二、八二〇円	二四八、二六六円
四四九月	二七三、五六〇円	二七三、五六〇円	二四八、九四〇円
四五〇月	二七四、二九〇円	二七四、二九〇円	二四九、六〇四円
四五一月	二七五、〇二〇円	二七五、〇二〇円	二五〇、二六八円
四五二月	二七五、七六〇円	二七五、七六〇円	二五〇、九四二円
四五三月	二七六、四九〇円	二七六、四九〇円	二五一、六〇六円
四五四月	二七七、二三〇円	二七七、二三〇円	二五二、二七九円
四五五月	二七七、九六〇円	二七七、九六〇円	二五二、九四四円
四五六月	二七八、七〇〇円	二七八、七〇〇円	二五三、六一七円
四五七月	二七九、四四〇円	二七九、四四〇円	二五四、二九〇円
四五八月	二八〇、一八〇円	二八〇、一八〇円	二五四、九六四円
四五九月	二八〇、九二〇円	二八〇、九二〇円	二五五、六三七円
四六〇月	二八一、六六〇円	二八一、六六〇円	二五六、三一一円
四六一月	二八二、四〇〇円	二八二、四〇〇円	二五六、九八四円
四六二月	二八三、一五〇円	二八三、一五〇円	二五七、六六七円
四六三月	二八三、八九〇円	二八三、八九〇円	二五八、三四〇円
四六四月	二八四、六三〇円	二八四、六三〇円	二五九、〇一三円

別表第二（第四条関係）		四六五月	四六六月	四六七月	四六八月	四六九月	四七〇月	四七一月	四七二月	四七三月	四七四月	四七五月	四七六月	四七七月	四七八月	四七九月	四八〇月	四八〇月を超える月数
八四月未満	百分の八十																	二八五、三七〇円
八四月以上九〇月未満	百分の八十一・五〇																	二八六、一一〇円
九〇月以上九六月未満	百分の八十一・二五																	二八六、八五〇円
九六月以上一〇二月未満	百分の八十二																	二八七、六〇〇円
																		二八八、三五〇円
																		二八九、一〇〇円
																		二八九、八五〇円
																		二九〇、六〇〇円
																		二九一、三五〇円
																		二九二、一〇〇円
																		二九二、八五〇円
																		二九三、六〇〇円
																		二九四、三五〇円
																		二九五、一〇〇円
																		二九五、八五〇円
																		二九六、六〇〇円
																		二九六、六〇〇円に、 四八〇月を超 える一月につき、 七五〇円を加算し た金額
																		二八五、三七〇円
																		二八六、一一〇円
																		二八六、八五〇円
																		二八七、六〇〇円
																		二八八、三五〇円
																		二八九、一〇〇円
																		二八九、八五〇円
																		二九〇、六〇〇円
																		二九一、三五〇円
																		二九二、一〇〇円
																		二九二、八五〇円
																		二九三、六〇〇円
																		二九四、三五〇円
																		二九五、一〇〇円
																		二九五、八五〇円
																		二九六、六〇〇円
																		二九六、六〇〇円に、 四八〇月を超 える一月につき、 七五〇円を加算し た金額
																		二五九、六八七円
																		二六〇、三六〇円
																		二六一、〇三四円
																		二六一、七一六円
																		二六二、三九九円
																		二六三、〇八一円
																		二六三、七六四円
																		二六四、四四六円
																		二六五、一二九円
																		二六五、八一一円
																		二六六、四九四円
																		二六七、一七六円
																		二六七、八五九円
																		二六八、五四一円
																		二六九、二二四円
																		二六九、九〇六円
																		二六九、九〇六円に、 四八〇月を超 える一月につき、 六八三円を加算し た金額

一〇二月以上一一〇八月未満	百分の八十二・七五
一〇八月以上一一四月未満	百分の八十三・五〇
一一四月以上一二〇月未満	百分の八十四・二五
一二〇月以上一二六月未満	百分の八十五
一二六月以上一三二月未満	百分の八十五・七五
一三二月以上一三八月未満	百分の八十六・五〇
一三八月以上一四四月未満	百分の八十七・二五
一四四月以上一五〇月未満	百分の八十八
一五〇月以上一五六月未満	百分の八十八・七五
一五六月以上一六二月未満	百分の八十九・五〇
一六二月以上一六八月未満	百分の九十・二五
一六八月以上一七四月未満	百分の九十一
一七四月以上一八〇月未満	百分の九十一・七五
一八〇月以上一八六月未満	百分の九十二・五〇
一八六月以上一九二月未満	百分の九十三・二五
一九二月以上一九八月未満	百分の九十四
一九八月以上二〇四月未満	百分の九十四・七五
二〇四月以上二一〇月未満	百分の九十五・五〇
二一〇月以上二一六月未満	百分の九十六・二五
二一六月以上二二二月未満	百分の九十七
二二二月以上二二八月未満	百分の九十七・七五
二二八月以上二三四月未満	百分の九十八・五〇
二三四月以上二四〇月未満	百分の九十九・二五
二四〇月以上二四六月未満	百分の百

二四六月以上二五二月未満	百分の百・二五
二五二月以上二五八月未満	百分の百・五〇
二五八月以上二六四月未満	百分の百・七五
二六四月以上二七〇月未満	百分の百一
二七〇月以上二七六月未満	百分の百一・二五
二七六月以上二八二月未満	百分の百一・五〇
二八二月以上二八八月未満	百分の百一・七五
二八八月以上二九四月未満	百分の百二
二九四月以上三〇〇月未満	百分の百二・二五
三〇〇月以上三〇六月未満	百分の百二・五〇
三〇六月以上三一二月未満	百分の百二・七五
三一二月以上三一八月未満	百分の百二
三一八月以上三二四月未満	百分の百二・二五
三二四月以上三三〇月未満	百分の百二・五〇
三三〇月以上三三六月未満	百分の百二・七五
三三六月以上三四二月未満	百分の百四
三四二月以上三四八月未満	百分の百四・二五
三四八月以上三五四月未満	百分の百四・五〇
三五四月以上三六〇月未満	百分の百四・七五
三六〇月以上三六六月未満	百分の百五
三六六月以上三七二月未満	百分の百五・二五
三七二月以上三七八月未満	百分の百五・五〇
三七八月以上三八四月未満	百分の百五・七五
三八四月以上三九〇月未満	百分の百六

三九〇月以上三九六月未満	百分の百六・二五
三九六月以上四〇二月未満	百分の百六・五〇
四〇二月以上四〇八月未満	百分の百六・七五
四〇八月以上四一四月未満	百分の百七
四一四月以上四二〇月未満	百分の百七・二五
四二〇月以上四二六月未満	百分の百七・五〇
四二六月以上四三二月未満	百分の百七・七五
四三二月以上四三八月未満	百分の百八
四三八月以上四四四月未満	百分の百八・二五
四四四月以上四五〇月未満	百分の百八・五〇
四五〇月以上四五六月未満	百分の百八・七五
四五六月以上四六二月未満	百分の百九
四六二月以上四六八月未満	百分の百九・二五
四六八月以上四七四月未満	百分の百九・五〇
四七四月以上四八〇月未満	百分の百九・七五
四八〇月以上	百分の百十に、四八〇月を超える場合は百分の百二十 (百分の百二十を超える場合は百分の百二十)

○小規模企業共済法（昭和四十年法律第百二号）

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 共済契約（第三条―第二十四条）

第三章 雑則（第二十五条―第三十条）

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、小規模企業者の相互扶助の精神に基づき、小規模企業者の事業の廃止、承継等につき、その抛出による共済制度を確立し、もつて小規模企業者の福祉の増進と小規模企業の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「小規模企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 常時使用する従業員の数が二十人以下の個人であつて、工業、鉱業、運送業その他の業種（次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
 - 二 常時使用する従業員の数が五人以下の個人であつて、商業又はサービス業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
 - 三 常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの
 - 四 前三号に掲げる個人の営む事業の経営に携わる個人（前三号に掲げる個人を除く。）
 - 五 常時使用する従業員の数が二十人以下の会社であつて、工業、鉱業、運送業その他の業種（次号に掲げる業種及び第七号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むものの役員
 - 六 常時使用する従業員の数が五人以下の会社であつて、商業又はサービス業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むものの役員
 - 七 常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むものの役員
 - 八 特別の法律によつて設立された中小企業団体（企業組合、協業組合及び主として第一号から第三号までに掲げる個人又は前三号に規定する会社を直接又は間接の構成員とするものに限る。）であつて、政令で定めるものの役員
- 2 この法律において「共済契約」とは、小規模企業者が独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）に掛金を納付することを約し、機構がその者の事業の廃止等につき、この法律の定めるところにより共済金を支給することを約する契約をいう。
- 3 この法律において「共済契約者」とは、共済契約の当事者である個人たる事業者及び会社又は中小企業団体（以下「会社等」という。）の役員をいう。

第二章 共済契約

(契約の締結)

第三条 小規模企業者でなければ、共済契約を締結することができない。

2 個人たる事業者であつて会社等の役員を兼ねる小規模企業者は、次の各号のいずれかに掲げる地位においてでなければ、共済契約を締結することができない。

一 個人たる小規模企業者としての地位

二 会社等の役員たる小規模企業者としての地位（二以上の会社等の役員を兼ねる小規模企業者にあつては、そのいずれか一の会社等の役員たる小規模企業者としての地位）

3 二以上の会社等の役員を兼ねる小規模企業者（前項に規定する者を除く。）は、そのいずれか一の会社等の役員たる小規模企業者としての地位においてでなければ、共済契約を締結することができない。

4 現に共済契約者である小規模企業者は、新たな共済契約を締結することができない。ただし、その者に当該共済契約に係る第九条第一項各号に掲げる事由が生じた場合は、この限りでない。

5 機構は、次に掲げる場合を除いては、共済契約の締結を拒絶してはならない。

一 共済契約の申込者が第七条第二項の規定により共済契約を解除され、その解除の日から一年を経過しない者であるとき。

二 共済契約の申込者が偽りその他不正の行為によつて共済金又は解約手当金（以下「共済金等」という。）の支給を受け、又は受けようとした日から一年を経過しない者であるとき。

三 前二号に掲げるもののほか、当該共済契約の締結によつて小規模企業共済事業の適正かつ円滑な運営を阻害することとなるおそれがあるものとして経済産業省令で定める場合に該当するとき。

第四条 共済契約は、掛金月額を定めて締結するものとする。

2 掛金月額は、千円以上であつて五百円に整数を乗じて得た額とし、共済契約者一人につき七万円を超えてはならない。

(契約の申込み)

第五条 共済契約の申込みは、掛金月額及び共済契約者が会社等の役員たる小規模企業者としての地位において締結する共済契約にあつてはその会社等の名称を明らかにしてしなければならない。

(契約の成立)

第六条 共済契約は、機構がその申込みを承諾したときは、その申込みの日において成立したものとみなし、かつ、その日から効力を生ずる。

(契約の解除)

第七条 機構は、次項に規定する場合を除いては、共済契約を解除することができない。

2 機構は、次に掲げる場合には、共済契約を解除しなければならない。

一 共済契約者が経済産業省令で定める一定の月分以上について掛金の納付を怠ったとき（経済産業省令で定める正当な理由がある場合を除く。）。

二 共済契約者が偽りその他不正の行為によつて共済金等の支給を受け、又は受けようとしたとき。

3 共済契約者は、いつでも共済契約を解除することができる。

4 共済契約者に次に掲げる事由が生じたときは、共済契約は、当該事由が生じた時に解除されたものとみなす。

一 個人たる小規模企業者としての地位において締結した共済契約に係る共済契約者がその事業と同一の事業を営む会社を設立するため事業を廃止したとき。

二 会社等の役員たる小規模企業者としての地位において締結した共済契約に係る共済契約者が第九条第一項各号に掲げる事由が生じないでその会社等の役員でなくなつたとき。

5 共済契約の解除は、将来に向かつてのみその効力を生ずる。

(掛金月額の変更)

第八条 機構は、共済契約者から掛金月額の増加又は減少の申込みがあつたときは、これを承諾しなければならない。

2 前項の申込みは、増加後又は減少後の掛金月額を明らかにしてしなければならない。

3 第六条の規定は、掛金月額の増加又は減少について準用する。

(共済金)

第九条 共済契約者に次の各号の一に掲げる事由が生じた場合であつて、その者の掛金納付月数が六月以上のときは、機構は、その者（第一号又は第二号に掲げる事由が死亡によるものであるときは、その遺族）に共済金を支給する。

一 事業の廃止（会社等の役員たる小規模企業者としての地位において締結した共済契約に係る共済契約者にあつては、その会社等の解散）があつたとき（第七条第四項第一号に掲げるときを除く。）。

二 会社等の役員たる小規模企業者としての地位において締結した共済契約に係る共済契約者にあつては、疾病、負傷若しくは死亡により又は六十五歳以上でその会社等の役員でなくなつたとき。

三 六十五歳以上で、その共済契約者の掛金納付月数が百八十日以上である共済契約者にあつては、前二号に掲げる事由が生じないで共済金の

支給の請求があつたとき。

2 機構が支給すべき共済金の額は、共済契約者の納付に係る各月分の掛金を五百円ごとに順次区分した場合における各区分（以下「掛金区分」という。）に應ずる区分共済金額の合計額とする。

3 前項の区分共済金額は、次の各号に掲げる掛金区分に係る掛金納付月数に應じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一 三十六月未満 その掛金区分に係る納付に係る掛金の合計額

二 三十六月以上 次のイからハまでに定める金額の合計額

イ その掛金区分に係る掛金納付月数及び第一項各号に掲げる事由に應じ政令で定める金額

ロ 基準月（その掛金区分に係る掛金納付月数が三十六月又は三十六月に十二月の整数倍の月数を加えた月数となる各月をいう。以下同じ。）に第一項各号に掲げる事由が生じたものとみなしてイの規定を適用した場合に得られる金額（以下「仮定共済金額」という。）に、それ

ぞれ当該基準月の属する年度（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）に係る支給率を乗じて得た金額の合計額

ハ イに定める金額に、第一項各号に掲げる事由が生じた日の属する年度に係る支給率を乗じて得た金額に、その掛金区分に係る掛金納付月数から最後の基準月における掛金納付月数を減じて得た月数を十二で除して得た率を乗じて得た金額

4 前項第二号イの政令で定める金額は、納付された掛金及びその運用収入の額の総額を基礎として、予定利率並びに第一項各号に掲げる事由の発生の見込数及び共済契約の解除の見込数を勘案して定めるものとする。この場合において、当該金額は、次に掲げる要件を満たすものでなければならぬ。

一 その掛金区分に係る納付に係る掛金の合計額を上回ること。

二 第一項第一号に掲げる事由により支給される金額が同項第二号及び第三号に掲げる事由により支給される金額以上であること。

5 第三項第二号ロ及びハの支給率は、経済産業大臣が、各年度ごとに、当該年度までの運用収入のうち当該年度において同号ロ又は第十二条第四項第二号ロに定める金額の支払に充てるべき部分の金額として経済産業省令で定めるところにより算定した金額を、当該年度において基準月を有することとなる掛金区分に係る仮定共済金額又は仮定解約手当金額（同号ロの仮定解約手当金額をいう。）の合計額として経済産業省令で定めるところにより算定した金額で除して得た率を基準として、当該年度以降の運用収入の見込額その他の事情を勘案して、当該年度の前年度末までに、中小企業政策審議会の意見を聴いて定めるものとする。

6 第三項第二号イの規定に基づき政令を制定し、又は改正する場合においては、政令で、当該制定又は改正前に効力を生じた共済契約のうち当該制定又は改正後に第一項各号に掲げる事由が生じたものに係る共済金の額の算定に関し必要な措置その他当該制定又は改正に伴う所要の経過措置を定めることができる。

(共済金の支給方法)

第九条の二 共済金は、一時金として支給する。

(共済金の分割支給等)

第九条の三 機構は、前条の規定にかかわらず、共済契約者の請求により、共済金の全部又は一部を分割払の方法により支給することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 共済金の額が経済産業省令で定める金額未満であるとき。
 - 二 共済契約者に第九条第一項第一号又は第二号に掲げる事由が生じた場合であつて、その事由が生じた日においてその者が六十歳未満であるとき。
 - 三 共済契約者が共済金の一部を分割払の方法により支給することを請求した場合において、次項に規定する分割払対象額が経済産業省令で定める金額未満であるとき又は当該共済金の全額から同項に規定する分割払対象額を減じた額が経済産業省令で定める金額未満であるとき。
 - 2 共済契約者が共済金の一部について分割払の方法により支給を受けようとする場合における前項の請求は、当該分割払の方法により支給を受けようとする共済金の一部の額(以下この条において「分割払対象額」という。)を定めてしなければならない。
 - 3 分割払の方法による共済金の支給期月は、毎年一月、三月、五月、七月、九月及び十一月とする。ただし、前支給期月に支給すべきであつた共済金は、その支給期月でない月であつても、支給するものとする。
 - 4 分割払の方法による共済金の支給の期間(以下「分割支給期間」という。)は、共済契約者の選択により、第一項の請求後最初の支給期月から十年間又は十五年間のいずれかとする。
 - 5 支給期月ごとの共済金(以下「分割共済金」という。)の額は、共済金の額(共済金の一部について分割払の方法により支給する場合にあつては、分割払対象額)に、分割支給期間に応じ政令で定める率(次条第二項において「分割支給率」という。)を乗じて得た金額とする。
 - 6 第一項の規定に基づき共済金の一部を分割払の方法により支給することとした場合においては、当該共済金の全額から分割払対象額を減じた額を一時金として支給する。
- 第九条の四 機構は、共済金の全部又は一部を分割払の方法により支給することとした場合において次の各号に掲げる事由が生じたときは、それぞれ当該各号に定める者に対し、その事由が生じた時までには支給期月の到来していない分割共済金の額の現価に相当する金額(以下「現価相当額」という。)の合計額を一括して支給するものとする。
- 一 共済契約者が死亡したとき 相続人
 - 二 共済契約者に重度の障害その他の経済産業省令で定める特別の事情が生じた場合であつて、その者が機構に対し現価相当額の合計額を一括

して支給することを請求したとき、その者

2 現価相当額は、分割共済金の額をその額に係る分割支給率の算定の基礎となつた利率として経済産業大臣が定める利率による複利現価法によつて前項各号に掲げる事由が生じた後における直近の支給期月から当該分割共済金に係る支給期月までの期間に応じて割り引いた額とする。

(遺族の範囲及び順位)

第十条 第九条第一項に規定する共済金の支給を受けるべき遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 配偶者（届出をしていないが、共済契約者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつたものを含む。）
 - 二 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で共済契約者の死亡の当時主としてその収入によつて生計を維持していたもの
 - 三 前号に掲げる者のほか、共済契約者の死亡の当時主としてその収入によつて生計を維持していた親族
 - 四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第二号に該当しないもの
 - 五 孫の子及び兄弟姉妹の子のうち第三号に該当しないもの
- 2 共済金の支給を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第二号、第四号及び第五号に掲げる者のうちにあつては当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については養父母、実父母の順とし、祖父母については養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の実父母の順とする。

3 前項の規定により共済金の支給を受けるべき遺族に同順位者が二人以上あるときは、共済金は、その人数によつて等分して支給する。
(欠格)

第十一条 故意の犯罪行為により共済契約者を死亡させた者は、前条の規定にかかわらず、共済金の支給を受けることができない。共済契約者の死亡前に、その者の死亡によつて共済金の支給を受けるべき者を故意の犯罪行為により死亡させた者についても、同様とする。

(解約手当金)

第十二条 共済契約が解除された場合であつて共済契約者の掛金納付月数が十二月以上のときは、機構は、共済契約者に解約手当金を支給する。

2 第七条第二項第二号の規定により共済契約が解除されたときは、前項の規定にかかわらず、解約手当金は、支給しない。ただし、経済産業省令で定める特別の事情があつた場合は、この限りでない。

3 解約手当金の額は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

- 一 第七条第二項若しくは第三項の規定により共済契約が解除された場合又は同条第四項第一号の規定により共済契約が解除されたものとみなされた場合（当該共済契約者が同号の会社の役員たる小規模企業者となつたときに限る。） 掛金区分ごとに、その区分に係る納付に係る掛金の合計額に、百分の八十を下らない政令で定める割合を乗じて得た金額の合計額

二 第七条第四項の規定により共済契約が解除されたものとみなされた場合（同項第一号の規定による場合においては、当該共済契約者が同号の会社の役員たる小規模企業者になつたときを除く。） 掛金区分に応ずる区分解約手当金額の合計額

4 前項第二号の区分解約手当金額は、次の各号に掲げる掛金区分に係る掛金納付月数に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一 三六月未満 その掛金区分に係る納付に係る掛金の合計額

二 三六月以上 次のイからハまでに定める金額の合計額（その額がその掛金区分に係る納付に係る掛金の合計額に達しないときは、その合計額）

イ その掛金区分に係る掛金納付月数に応じ政令で定める金額

ロ 仮定解約手当金額（基準月に第七条第四項各号に掲げる事由が生じたものとみなしてイの規定を適用した場合に得られる金額をいう。）に、それぞれ当該基準月の属する年度に係る第九条第五項に規定する支給率を乗じて得た金額の合計額

ハ イに定める金額に、第七条第四項各号に掲げる事由が生じた日の属する年度に係る第九条第五項に規定する支給率を乗じて得た金額に、その掛金区分に係る掛金納付月数から最後の基準月における掛金納付月数を減じて得た月数を十二で除して得た率を乗じて得た金額

5 第九条第四項前段の規定は、第三項第一号の政令で定める割合及び前項第二号イの政令で定める金額について準用する。この場合において、第三項第一号に規定する政令で定める割合を乗じて得た金額は同項第二号に規定する区分解約手当金額を下回り、かつ、前項第二号イの政令で定める金額は第九条第三項第二号イの政令で定める金額を下回るものでなければならぬ。

6 第九条第六項の規定は、第四項第二号イの規定に基づき政令を制定し、又は改正する場合について準用する。この場合において、同条第六項中「第一項各号」とあるのは「第七条第四項各号」と、「共済金」とあるのは「解約手当金」と読み替えるものとする。

（解約手当金の支給方法）

第十二条の二 解約手当金は、一時金として支給する。

（掛金納付月数の通算）

第十三条 共済契約者に第九条第一項第一号又は第二号に掲げる事由が生じた後一年以内に、その者が共済金の支給の請求をしないで再び共済契約者となり、かつ、その者の申出があつたときは、前後の共済契約について、同一の掛金区分ごとに、その区分に係る掛金納付月数を通算する。個人たる小規模企業者としての地位において締結した共済契約に係る共済契約者（第二条第一項第四号に掲げるものに限る。）が経済産業省令で定める場合に第七条第三項の規定により共済契約を解除した後又は共済契約者に同条第四項各号に掲げる事由が生じた後一年以内に、これらの者（第十五条ただし書の規定により条件付権利の譲渡しをしたものを除く。）が解約手当金の支給を請求しないで再び共済契約者となり、かつ、これらの者の申出があつたときも、同様とする。

2 個人たる小規模企業者としての地位において締結した共済契約に係る共済契約者（当該共済契約についてこの項の規定により掛金納付月数が通算されたことのある者を除く。）の事業の全部を一人で譲り受け又は相続により承継した者（その共済契約者の配偶者又は子に限る。）であつて、当該共済契約者の共済契約（以下この項及び第十五条において「旧共済契約」という。）に係る共済金等の全部の支給を受ける権利を有するもの（第十五条ただし書の規定により条件付権利の譲渡しを受けたものを含む。）が、当該譲受け又は相続開始の日から一年以内に、当該共済金等の支給の請求をしないで、個人たる小規模企業者としての地位において共済契約を締結し、かつ、その者の申出があつたときは、当該旧共済契約と新たに締結された共済契約について、同一の掛金区分ごとに、その区分に係る掛金納付月数を通算する。

第十四条 削除

（譲渡し等の禁止）

第十五条 共済金等の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、その権利が相続により承継されたものである場合、第十三条第二項の規定により通算の申出をしようとする者に対しその申出をすることを条件として当該通算の対象となる旧共済契約に係る共済金等の支給を受ける権利を譲り渡す場合及び国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押さえる場合は、この限りでない。

（共済金等の返還）

第十六条 偽りその他不正の行為により共済金等の支給を受けた者がある場合は、機構は、その者から当該共済金等を返還させることができる。

（共済金等からの控除等）

第十六条の二 機構が共済契約者、その遺族又は共済契約者であつた者に共済金等を支給すべき場合において、前条の規定により返還を受けるべき共済金等、納付を受けるべき掛金（割増金を含む。）又は独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百七十七号。以下「機構法」という。）第十五条第二項第九号の規定による共済契約者若しくは共済契約者であつた者に対する貸付けに係る貸付金若しくは利子で弁済を受けるべきものがあるときは、機構は、当該共済金等からこれらを控除することができる。

第十六条の三 機構が機構法第十五条第二項第九号の規定による共済契約者又は共済契約者であつた者に対する貸付けを行つた場合において、その貸付けに係る貸付金の弁済期後経済産業省令で定める期間を経過した後なお弁済を受けるべき貸付金又は利子があるときは、機構は、その共済契約者又は共済契約者であつた者の納付に係る掛金区分のうちその区分に係る掛金納付月数の最も少ないものから順次当該掛金区分に係る納付された掛金を取り崩し、その貸付金又は利子の弁済に充てることができる。

2 前項の規定により掛金を取り崩されたためその掛金納付月数が減少した共済契約者又は共済契約者であつた者に関する第九条第一項及び第十二条第一項の規定の適用については、その掛金納付月数は、減少しなかつたものとみなす。

(掛金の納付)

第十七条 共済契約者は、共済契約が効力を生じた日の属する月から第九条第一項各号に掲げる事由が生じた日又は共済契約が解除された日の属する月までの各月につき、その月の末日(同項各号に掲げる事由が生じた日又は共済契約の解除の日の属する月にあつては、その事由が生じた日又はその解除の日)における掛金月額により、毎月分の掛金を翌月末日(共済契約が効力を生じた日の属する月分の掛金にあつては、共済契約が効力を生じた日の属する月の翌々月末日)までに納付しなければならない。

2 毎月分の掛金は、分割して納付することができない。

3 共済契約者は、第一項の規定にかかわらず、機構の承諾を得た場合に限り、掛金を納付しないことができる。この場合において、機構は、経済産業省令で定める場合を除き、これを承諾してはならない。

(前納の場合の減額)

第十八条 機構は、共済契約者が掛金をその月の前月末日以前に納付したときは、経済産業省令で定めるところにより、その額を減額することができる。

(割増金)

第十九条 機構は、掛金を納付すべき者が掛金をその納付期限までに納付しなかつたときは、その者に対し、割増金を納付させることができる。

2 割増金の額は、掛金の額につき年十四・六パーセントの割合で納付期限の翌日から納付の日の前日までの日数によつて計算した額をこえてはならない。

(納付期限の延長)

第二十条 機構は、災害その他やむを得ない事由により掛金を納付すべき者が掛金をその納付期限までに納付することができないと認めるときは、その納付期限を延長することができる。

(先取特権)

第二十一条 共済金又は解約手当金の支給を受ける権利を有する者は、当該共済金の額又は当該解約手当金の額(機構が当該共済金又は当該解約手当金から第十六条の二の規定により控除することができる金銭があるときは、それぞれ、当該共済金又は当該解約手当金からこれらの金銭を控除した残額)につき、機構の財産について他の債権者に先立つて弁済を受ける権利を有する。

2 前項に規定する共済金の額又は解約手当金の額は、機構が第十六条の三第一項の規定により当該共済金又は当該解約手当金に係る掛金を取り崩してその弁済に充てることのできる貸付金又は利子があるときは、同項の規定によるその掛金の取崩しをして算定した額とする。

3 第一項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

(端数計算)

第二十二条 共済金等の額及び現価相当額に五十銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。

(時効)

第二十三条 共済金等の支給を受ける権利は五年間、掛金の納付を受ける権利及び掛金の返還を受ける権利は二年間行なわれないときは、時効によつて消滅する。

2 共済金の支給を受ける権利を有する遺族が先順位者又は同順位者の生死又は所在が不明であるために共済金の支給の請求をすることができない場合には、その請求をすることができるとなつた日から六月以内は、当該権利の消滅時効は、完成しないものとする。

(期間計算の特例)

第二十四条 共済金等の支給の請求又は掛金の返還の請求に係る期間を計算する場合において、その請求が郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便により行われたものであるときは、送付に要した日数は、その期間に算入しない。

第三章 雑則

(余裕金の運用に関する基本方針等)

第二十五条 機構は、機構法第十八条第一項第四号に掲げる業務に係る勘定に属する業務上の余裕金(以下「小規模企業共済勘定余裕金」という。)の運用に関して、運用の目的その他経済産業省令で定める事項を記載した基本方針を作成し、当該基本方針に沿つて運用しなければならない。

2 前項の規定による基本方針は、この法律(これに基づく命令を含む。)その他の法令に反するものであつてはならない。

3 機構は、次に掲げる方法により小規模企業共済勘定余裕金を運用する場合には、当該運用に関する契約の相手方に対して、協議に基づき第一項の規定による基本方針の趣旨に沿つて運用すべきことを、経済産業省令で定めるところにより、示さなければならない。

一 独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第四十七条第三号に規定する方法

二 機構法第二十五条第一項第二号に掲げる方法

三 機構法第二十五条第二項に規定する経済産業大臣の指定する方法(経済産業省令で定めるものを除く。)

(理事長、副理事長及び理事の義務)

第二十六条 機構の理事長、副理事長及び理事は、小規模企業共済勘定余裕金の運用の業務について、法令、法令に基づいてする経済産業大臣の

処分、機構が定める業務方法書その他の規則を遵守し、機構のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(理事長、副理事長及び理事の禁止行為)

第二十七条 機構の理事長、副理事長及び理事は、自己又は機構以外の第三者の利益を図る目的をもって、次に掲げる行為を行ってはならない。

一 特別の利益の提供を受け、又は受けるために、小規模企業共済勘定余裕金の運用に関する契約を機構に締結させること。

二 小規模企業共済勘定余裕金をもって自己若しくは自己と利害関係のある者の有する有価証券その他の資産を機構に取得させ、又は小規模企業共済勘定余裕金の運用に係る資産を自己若しくは自己と利害関係のある者が取得するようにさせること。

(あつせん)

第二十八条 共済契約の成立若しくはその解除の効力、共済金等又は掛金に関して、機構と共済契約の申込者又は共済契約者若しくはその遺族との間に紛争が生じた場合において、共済契約の申込者又は共済契約者若しくはその遺族から請求があつたときは、経済産業大臣は、その紛争の解決についてあつせんをすることができる。

2 前項のあつせんの請求の手続その他あつせんに関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

(掛金及び共済金等の額の検討)

第二十九条 掛金及び共済金等の額は、少なくとも五年ごとに、共済金等の支給に要する費用及び運用収入の額の推移及び予想等を基礎として、検討するものとする。

(戸籍書類の無料証明)

第三十条 市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長)は、当該市町村(特別区を含む。)の条例で定めるところにより、機構又は共済金等の支給を受ける権利を有する者(共済契約者を除く。)に対し、共済金等の支給を受ける権利を有する者の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(事業団の設立)

第五条 事業団は、前条の規定による設立の登記をすることによつて成立する。

○独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成十六年政令第百八十二号）

（中小企業者の範囲）

第一条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（以下「法」という。）第二条第一項第五号に規定する政令で定める業種並びにその業種ごとの資本金の額又は出資の総額及び従業員の数、次の表のとおりとする。

業種	資本金の額又は出資の総額	従業員の数
一 ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	三億円	九百人
二 ソフトウェア業又は情報処理サービス業	三億円	三百人
三 旅館業	五千万円	二百人

2 法第二条第一項第八号の政令で定める組合及び連合会は、次のとおりとする。

- 一 事業協同組合及び事業協同小組合並びに協同組合連合会
- 二 水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会
- 三 商工組合及び商工組合連合会
- 四 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会
- 五 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合及び生活衛生同業組合連合会であつて、その直接又は間接の構成員の三分の二以上が五千万円（卸売業を主たる事業とする事業者については、一億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、百人）以下の従業員を使用する者であるもの
- 六 酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であつて、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であつて、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の三分の二以上が五千万円（酒類卸売業者については、一億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人（酒類卸売業者については、百人）以下の従業員を使用する者であるもの
- 七 内航海運組合及び内航海運組合連合会であつて、その直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの
- 八 技術研究組合であつて、その直接又は間接の構成員の三分の二以上が法第二条第一項第一号から第七号までに規定する中小企業者であるもの

の

(業務の範囲等)

第二条 法第十五条第三項の政令で定める同条第一項第三号ロに掲げる業務の範囲は、次に掲げる事業を行うのに必要な資金の貸付けを行う都道府県に対し行う当該資金の一部の貸付けとする。

一 次に掲げる中小企業者の事業の連携に係る事業

イ 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成十一年法律第十八号)第九条第一項に規定する中小企業者等が共同で行おうとする経営革新に関する計画であつて同項の承認を受けたもの(同法第十条第一項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの)に従つて行う経営革新のための事業又は複数の中小企業者(その行う事業の分野を異にする二以上の中小企業者を含む場合に限る。)が共同で行おうとする同法第十一条第一項に規定する異分野連携新事業分野開拓に関する計画であつて同項の認定を受けたもの(同法第十二条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの)に従つて行う異分野連携新事業分野開拓に係る事業であつて、経済産業省令で定める基準に適合しているもの

ロ 下請中小企業振興法(昭和四十五年法律第四百十五号)第五条第一項に規定する特定下請組合等が、同項に規定する振興事業計画であつて同項の承認を受けたもの(同法第七条第一項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの)に従つて行う同法第五条第一項に規定する振興事業であつて、経済産業省令で定める基準に適合しているもの

ハ 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成十七年法律第八十五号)第二条第十一号に規定する中小企業者が、他の事業者との連携により実施しようとする同条第二号に規定する流通業務総合効率化事業についての計画であつて同法第四条第一項の認定を受けたもの(同法第五条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの)に従つて行う当該流通業務総合効率化事業であつて、経済産業省令で定める基準に適合しているもの

二 次に掲げる中小企業者の事業の共同化に係る事業

イ 特定中小企業団体(事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会、商工組合若しくは商工組合連合会、商店街振興組合若しくは商店街振興組合連合会であつてその直接若しくは間接の構成員たる事業者の三分の二以上が中小事業者(法第二条第一項第一号から第五号までの各号のいずれかに該当する者をいう。以下この項において同じ。)であるもの又は中小企業者である生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合若しくは生活衛生同業組合連合会をいう。)が行う事業であつて経済産業省令で定める基準に適合しているもの

ロ 企業組合又は協業組合が行う事業であつて経済産業省令で定める基準に適合しているもの

ハ 中小企業者が会社である他の中小企業者と合併する場合において、当該合併後存続する会社(中小企業者である会社に限る。以下ハにお

いて同じ。)又は当該合併により設立した会社が行う事業であつて、経済産業省令で定める基準に適合しているもの

ニ 中小企業者が会社である他の中小企業者に対して出資をする場合において、当該出資を受けた会社(中小企業者である会社に限る。ホに
おいて同じ。)が当該出資を行った中小企業者と共同して行う事業であつて、経済産業省令で定める基準に適合しているもの

ホ 一般社団法人(経済産業省令で定める要件に該当するものに限る。)が会社に対して出資をする場合において、当該出資を受けた会社が
行う事業であつて、経済産業省令で定める基準に適合しているもの

三 事業協同組合若しくは事業協同組合若しくは事業協同小組合のみを会員とする協同組合連合会(以下この号において「事業協同組合等」と
いう。)又は当該事業協同組合等の中小企業者である組合員若しくは所屬員(中小企業者である組合員又は所屬員については、資本金の額若
しくは出資の総額が三億円(小売業又はサービス業(ソフトウェア業及び情報処理サービス業を除く。))に属する事業を主たる事業として営
む者については五千万円、卸売業に属する事業を主たる事業として営む者については一億円)以下の会社又は常時使用する従業員の数が三百
人(小売業に属する事業を主たる事業として営む者については五十人、卸売業又はサービス業(ソフトウェア業及び情報処理サービス業を除
く。)に属する事業を主たる事業として営む者については百人)以下の会社若しくは個人(以下「特定中小企業者」という。)であるもの
に限る。以下この号において同じ。)が、当該事業協同組合等が作成する計画であつてその内容が経済産業省令で定める基準に適合しているも
のに基づき、当該事業協同組合等の組合員又は所屬員が一の団地又は主として一の建物に集合して事業を行うため、工場、事業場、店舗その
他の施設を整備する事業

四 事業協同組合若しくは協同組合連合会、商店街振興組合若しくは商店街振興組合連合会であつてその直接若しくは間接の構成員である事業
者の三分の二以上が中小企業者であるもの又はこれらの組合若しくは連合会の中小企業者である組合員若しくは所屬員(中小企業者である組
合員又は所屬員については、特定中小企業者であるものに限る。以下この号において同じ。)が、当該組合又は連合会が作成する計画であつ
てその内容が経済産業省令で定める基準に適合しているものに基づき、当該組合又は連合会の組合員又は所屬員の相当部分が集積している区
域において、当該組合又は連合会の組合員又は所屬員の経営の合理化を図るため、工場、事業場、店舗その他の施設を整備する事業

2 法第十五条第三項の政令で定める同条第一項第三号ハに掲げる業務の範囲は、次に掲げる事業を行うのに必要な資金の貸付けを行う都道府県
に対し行う当該資金の一部の貸付けとする。

一 中小企業者以外の会社による出資の額の合計額が資本金の額若しくは出資の総額の二分の一未満である会社(独立行政法人中小企業基盤整
備機構(以下「機構」という。))が出資を行う場合にあつては、機構の出資後において中小企業者以外の会社による出資の額の合計額が資本
金の額若しくは出資の総額の二分の一未満となることが確実と認められるものを含む。以下「特定会社」という。)、一般社団法人若しくは
一般財団法人(一般社団法人にあつてはその社員総会における議決権の二分の一以上を中小企業者その他の経済産業省令で定める者が有して

いるもの、一般財団法人にあつては設立に際して抛出された財産の価額の二分の一以上が中小企業者その他の経済産業省令で定める者により抛出されているものに限る。以下「一般社団法人等」という。）若しくは商工会、商工会連合会、商工会議所若しくは日本商工会議所（以下「商工会等」という。）又は市町村（特別区を含む。）が、特定中小企業団体又は特定中小事業者、企業組合若しくは協業組合（以下「特定中小事業者等」という。）が事業（当該特定中小企業団体の組合員若しくは所属員又は当該特定中小事業者等の経営管理の合理化又は技術の向上を図るためのものに限る。）を共同して又は一の団地若しくは主として一の建物に集合して行うことを支援するために施設を整備する事業であつて、経済産業省令で定める基準に適合しているもの

二 特定会社、一般社団法人等又は商工会等が、主として一の商店街の区域において又は一の団地若しくは主として一の建物に集合して小売商業の事業を行う特定中小事業者等の経営の合理化を支援するために店舗又は駐車場、休憩所、集会場その他の当該特定中小事業者等及び一般公衆の利便を図るための施設を整備する事業であつて、経済産業省令で定める基準に適合しているもの

3 法第十五条第三項の政令で定める同条第一項第四号に掲げる業務の範囲は、次に掲げる事業を行うのに必要な資金の貸付け（都道府県から当該資金の一部の貸付けを受けて行うものに限る。）とする。

一 第一項各号に掲げる事業（次号に掲げるものを除く。）であつて、当該事業に直接若しくは間接に参加しようとする中小企業者の当該事業に係る事務所若しくは事業所の所在地が二以上の都道府県の区域にわたるもの又はこれらの中小企業者の大部分が当該事業の実施に関しその事務所若しくは事業所を一の都道府県の区域から他の都道府県の区域に移転するもの

二 第一項第一号イに掲げる事業のうち異分野連携新事業分野開拓に係るもの

三 前項各号に掲げる事業であつて、当該事業により支援を受けることとなる中小企業者の当該事業に係る事務所若しくは事業所の所在地が二以上の都道府県の区域にわたるもの又はこれらの中小企業者の大部分が当該事業の実施に関しその事務所若しくは事業所を一の都道府県の区域から他の都道府県の区域に移転するもの

4 法第十五条第三項の政令で定める同条第一項第五号イに掲げる業務の範囲は、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二条第二項第二号に掲げる創業者が行う新商品、新技術又は新たな役務の開発、企業化又は需要の開拓のための事業を行うのに必要な資金の出資とする。

5 法第十五条第三項の政令で定める同条第一項第五号ハに掲げる業務の範囲は、特定会社又は一般社団法人等が第二項各号に掲げる事業を行うのに必要な資金の出資とする。

（毎事業年度において国庫に納付すべき額の算定方法）

第三条 法第十八条第一項第三号に掲げる業務に係る勘定における法第十九条第三項の規定により読み替えて適用する独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第四十四条第一項ただし書の政令で定めるところにより計算した額（第八条において「毎事業年度において国庫に納付す

べき額」という。)は、通則法第四十四条第一項に規定する残余の額に百分の九十を乗じて得た額とする。

(積立金の処分に係る承認の手続)

第四条 機構は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度(以下「期間最後の事業年度」という。)に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を法第十九条第一項(同条第四項において準用する場合及び同法附則第十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における業務の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を経済産業大臣(法第十八条第一項第二号に掲げる業務に係るものについては、経済産業大臣及び財務大臣。次条において同じ。)に提出し、当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の六月三十日までに、法第十九条第一項の規定による承認を受けなければならない。

一 法第十九条第一項の規定による承認を受けようとする金額

二 前号の金額を財源に充てようとする業務の内容

2 前項の承認申請書には、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の経済産業省令(法第十八条第一項第二号に掲げる業務に係るものについては、経済産業省令・財務省令)で定める書類を添付しなければならない。

(国庫納付金の納付の手続)

第五条 機構は、法第十九条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)に規定する残余があるときは、当該規定による納付金(以下この条から第七条までにおいて「国庫納付金」という。)の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の六月三十日までに、これを経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、前条第一項の承認申請書を提出したときは、これに添付した同条第二項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

2 経済産業大臣は、前項の国庫納付金の計算書及び添付書類の提出があったときは、遅滞なく、当該国庫納付金の計算書及び添付書類の写しを財務大臣に送付するものとする。

(国庫納付金の納付期限)

第六条 国庫納付金は、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の七月十日までに納付しなければならない。

(国庫納付金の帰属する会計)

第七条 国庫納付金は、次の各号に掲げる国庫納付金の区分に応じ当該各号に定める会計に帰属させるものとする。

一 法第十八条第一項第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる業務に係る勘定における国庫納付金 一般会計

二 法第十八条第一項第三号に掲げる業務に係る勘定における国庫納付金 財政投融资特別会計の投資勘定

2 前項の規定にかかわらず、機構が通則法第四十六条第一項の規定による交付金（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項第四号の規定に基づき補助金等として指定されたものを除く。）であつて平成二十三年度の一般会計補正予算（第3号）及び平成二十四年度以降における東日本大震災復興特別会計の予算に計上されたものの交付を受けて特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第二百二十二条第二項に規定する復興施策に関する業務を行う場合における当該復興施策に関する業務に係る国庫納付金は、東日本大震災復興特別会計に帰属する。

（毎事業年度において国庫に納付すべき額の納付の手續等）

第八条 前三条の規定は、毎事業年度において国庫に納付すべき額を国庫に納付する場合について準用する。この場合において、第五条第一項及び第六条中「期間最後の事業年度」とあるのは、「事業年度」と読み替えるものとする。

（中小企業基盤整備債券の形式）

第九条 中小企業基盤整備債券は、無記名利札付きとする。

（中小企業基盤整備債券の発行の方法）

第十条 中小企業基盤整備債券の発行は、募集の方法による。

（中小企業基盤整備債券申込証）

第十一条 中小企業基盤整備債券の募集に応じようとする者は、中小企業基盤整備債券申込証にその引き受けようとする中小企業基盤整備債券の数及び住所を記載し、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

2 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用がある中小企業基盤整備債券（次条第二項において「振替中小企業基盤整備債券」という。）の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該中小企業基盤整備債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）を中小企業基盤整備債券申込証に記載しなければならない。

3 中小企業基盤整備債券申込証は、機構が作成し、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 中小企業基盤整備債券の名称

二 中小企業基盤整備債券の総額

三 各中小企業基盤整備債券の金額

- 四 中小企業基盤整備債券の利率
 - 五 中小企業基盤整備債券の償還の方法及び期限
 - 六 利息の支払の方法及び期限
 - 七 中小企業基盤整備債券の発行の価額
 - 八 社債等振替法の規定の適用があるときは、その旨
 - 九 社債等振替法の規定の適用がないときは、無記名式である旨
 - 十 募集又は管理の委託を受けた会社があるときは、その商号
(中小企業基盤整備債券の引受け)
 - 第十二条 前条の規定は、政府若しくは地方公共団体が中小企業基盤整備債券を引き受ける場合又は中小企業基盤整備債券の募集の委託を受けた会社が自ら中小企業基盤整備債券を引き受ける場合においては、その引き受ける部分については、適用しない。
 - 2 前項の場合において、振替中小企業基盤整備債券を引き受ける政府若しくは地方公共団体又は振替中小企業基盤整備債券の募集の委託を受けた会社は、その引受けの際に、振替口座を機構に示さなければならない。
(中小企業基盤整備債券の成立の特則)
 - 第十三条 中小企業基盤整備債券の応募総額が中小企業基盤整備債券の総額に達しないときでも中小企業基盤整備債券を成立させる旨を中小企業基盤整備債券申込証に記載したときは、その応募額をもって中小企業基盤整備債券の総額とする。
(中小企業基盤整備債券の払込み)
 - 第十四条 中小企業基盤整備債券の募集が完了したときは、機構は、遅滞なく、各中小企業基盤整備債券についてその全額の払込みをさせなければならない。
(債券の発行)
 - 第十五条 機構は、前条の払込みがあつたときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。ただし、中小企業基盤整備債券につき社債等振替法の規定の適用があるときは、この限りでない。
 - 2 各債券には、第十一条第三項第一号から第六号まで、第九号及び第十号に掲げる事項並びに番号を記載し、機構の理事長がこれに記名押印しなければならない。
- (中小企業基盤整備債券原簿)
- 第十六条 機構は、主たる事務所に中小企業基盤整備債券原簿を備えて置かなければならない。

2 中小企業基盤整備債券原簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 中小企業基盤整備債券の発行の年月日
- 二 中小企業基盤整備債券の数（社債等振替法の規定の適用がないときは、中小企業基盤整備債券の数及び番号）
- 三 第十一条第三項第一号から第六号まで、第八号及び第十号に掲げる事項
- 四 元利金の支払に関する事項

（利札が欠けている場合）

第十七条 中小企業基盤整備債券を償還する場合において、欠けている利札があるときは、これに相当する金額を償還額から控除する。ただし、既に支払期が到来した利札については、この限りでない。

2 前項の利札の所持人がこれと引換えに控除金額の支払を請求したときは、機構は、これに応じなければならない。

（中小企業基盤整備債券の発行の認可）

第十八条 機構は、法第二十二條第一項の規定により中小企業基盤整備債券の発行の認可を受けようとするときは、中小企業基盤整備債券の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 中小企業基盤整備債券の発行を必要とする理由
 - 二 第十一条第三項第一号から第八号までに掲げる事項
 - 三 中小企業基盤整備債券の募集の方法
 - 四 中小企業基盤整備債券の発行に要する費用の概算額
 - 五 第二号に掲げるもののほか、債券に記載しようとする事項
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 作成しようとする中小企業基盤整備債券申込証
 - 二 中小企業基盤整備債券の発行により調達する資金の用途を記載した書面
 - 三 中小企業基盤整備債券の引受けの見込みを記載した書面

（内閣総理大臣への権限の委任）

第十九条 法第二十六條の二第一項各号に掲げる主務大臣の権限のうち、法第十五條第一項第三号、第四号、第八号、第十号、第十二号及び第十四号に規定する資金の貸付けの業務（同項第八号、第十号、第十二号及び第十四号に規定する資金の貸付けの業務に附帯する業務を含む。）に係る損失の危険の管理に係るものは、内閣総理大臣に委任する。ただし、主務大臣がその権限を自ら行うことを妨げない。

(財務局長等への権限の委任)

第二十条 法第二十六条の二第三項の規定により金融庁長官に委任された権限は、関東財務局長に委任する。ただし、金融庁長官がその権限を自ら行うことを妨げない。

2 前項の権限で機構の従たる事務所又は法第二十六条第一項に規定する受託者の事務所(以下この項及び次項において「従たる事務所等」という。)に関するものについては、関東財務局長のほか、当該従たる事務所等の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)も行うことができる。

3 前項の規定により従たる事務所等に対して立入検査を行った財務局長又は福岡財務支局長は、機構の主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対して立入検査の必要を認めるときは、機構の主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対して、立入検査を行うことができる。

(他の法令の準用)

第二十一条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

一 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第七十八条第一項

二 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)第二十三条

三 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十八条の二第一項第三号及び第五十八条の六第一項

四 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第七条第四項及び第十三条

五 幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和五十五年法律第三十四号)第十条第一項第三号

六 集落地域整備法(昭和六十二年法律第六十三号)第六条第一項第三号

七 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)第三十三条第一項第三号

八 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第十五条

九 特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号)第十四条(同法第十六条第四項及び第十八条第四項において準用する場合を含む。)

十 景観法(平成十六年法律第百十号)第十六条第五項及び第六項、第二十二條第四項並びに第六十六条第一項から第三項まで及び第五項

十一 不動産登記法(平成十六年法律第百二十三号)第十六条、第一百六条及び第一百七条(これらの規定を船舶登記令(平成十七年政令第十

一号)第三十五条第一項及び第二項において準用する場合を含む。)

十二 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第四十号)第十五条第六項及び第七項並びに第三十三条第一項第

三号

十三 不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第七条第一項第六号（同令別表の七十三の項に係る部分に限る。）及び第二項並びに第十六条第四項、第十七条第二項、第十八条第四項及び第十九条第二項（これらの規定を船舶登記令第三十五条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）

十四 景観法施行令（平成十六年政令第三百九十八号）第二十二條第二号（同令第二十四條において準用する場合を含む。）

十五 船舶登記令第十三条第一項第五号（同令別表一の三十二の項に係る部分に限る。）及び第二項並びに第二十七条第一項第四号（同令別表二の二十二の項に係る部分に限る。）及び第二項

2 前項の規定により不動産登記令第七条第二項並びに船舶登記令第十三条第二項及び第二十七条第二項の規定を準用する場合には、これらの規定中「命令又は規則により指定された官庁又は公署の職員」とあるのは、「独立行政法人中小企業基盤整備機構の理事長が指定し、その旨を官報により公告した独立行政法人中小企業基盤整備機構の役員又は職員」と読み替えるものとする。

第二十二條 勅令及び政令以外の命令であつて経済産業省令で定めるものについては、経済産業省令で定めるところにより、機構を国の行政機関とみなして、これらの命令を準用する。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十六年六月一日から施行する。

（地域振興整備公団の工業再配置等業務に係る業務を行う期限等）

第二条 法附則第五条第一項の政令で定める日は、平成二十六年三月三十一日とする。

2 機構が法附則第五条第一項及び第二項に規定する業務を行う場合には、第七条第一項第二号中「法第十八条第一項第三号に掲げる業務に係る勘定」とあるのは、「法第十八条第一項第三号に掲げる業務に係る勘定及び法附則第五条第三項に規定する特別の勘定」とする。

（地域振興整備公団の工業再配置等業務に係る納付金額の通知及び納付期限）

第三条 経済産業大臣は、法附則第五条第五項の規定により機構が財政投融資特別会計の投資勘定に納付すべき金額（以下この条において「納付金額」という。）を定めたときは、機構に対し、その納付金額を通知しなければならない。

2 前項の通知は、法附則第五条第一項及び第二項の業務を終えた日の属する事業年度に係る財務諸表（通則法第三十八条第一項に規定する財務諸表をいう。以下同じ。）の提出があつた日から一月以内にするものとする。

3 機構は、第一項の通知を受けたときは、経済産業大臣の指定する期日までに、その納付金額を財政投融資特別会計の投資勘定に納付しなけれ

ばならない。

第四条 削除

(地域振興整備公団の産炭地域経過業務に係る業務を行う期限等)

第五条 法附則第六条第二項の政令で定める日は、平成二十六年三月三十一日とする。

2 機構が法附則第六条第一項から第四項までに規定する業務を行う場合において、法附則第十四条の規定により読み替えて適用される法第十九条第一項に規定する積立金に係る同条第三項に規定する残余があるときの同項の規定による納付金は、経済産業大臣が財務大臣に協議して定めるところにより一般会計又はエネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定に帰属させるものとする。

(地域振興整備公団の産炭地域経過業務に係る国庫に納付すべき金額等)

第六条 法附則第六条第六項に規定する国庫に納付すべき金額は、経済産業大臣が財務大臣に協議して定めるものとする。

2 法附則第六条第六項の規定による納付金は、経済産業大臣が財務大臣に協議して定めるところにより一般会計又はエネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定に帰属させるものとする。

3 附則第三条の規定は、法附則第六条第六項の規定により機構が納付金を納付する場合について準用する。この場合において、附則第三條第一項中「財政投融资特別会計の投資勘定」とあるのは「国庫」と、同条第二項中「附則第五条第一項及び第二項」とあるのは「附則第六条第一項から第四項まで」と、同条第三項中「財政投融资特別会計の投資勘定」とあるのは「国庫」と読み替えるものとする。

(特定施設整備等経過業務に係る納付金額の通知及び納付期限)

第七条 経済産業大臣及び財務大臣は、法附則第十三条の二第一項の規定により機構が国庫に納付すべき金額(以下この条において「納付金額」という。)を定めたときは、機構に対し、その納付金額を通知しなければならない。

2 前項の通知は、法附則第八条の三各号に掲げる業務ごとに、それぞれその業務を終えた日の属する事業年度に係る財務諸表の提出があった日から一月以内にするものとする。

3 機構は、第一項の通知を受けたときは、経済産業大臣及び財務大臣の指定する期日までに、その納付金額を国庫に納付しなければならない。

(特定施設整備等経過業務に係る納付金の帰属する会計)

第八条 法附則第十三条の二第一項の規定による納付金は、一般会計に帰属させるものとする。

(改正前産業活力再生特別措置法経過業務に係る納付金額の通知及び納付期限)

第九条 経済産業大臣及び財務大臣は、法附則第十三条の三第一項の規定により機構が国庫に納付すべき金額(以下この条において「納付金額」という。)を定めたときは、機構に対し、その納付金額を通知しなければならない。

2 前項の通知は、法附則第八条の五各号に掲げる業務ごとに、それぞれその業務を終えた日の属する事業年度に係る財務諸表の提出があった日から一月以内にするものとする。

3 機構は、第一項の通知を受けたときは、経済産業大臣及び財務大臣の指定する期日までに、その納付金額を国庫に納付しなければならない。

(改正前産業活力再生特別措置法経過業務に係る納付金の帰属する会計)

第十条 法附則第十三条の三第一項の規定による納付金は、一般会計に帰属させるものとする。

○独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百七十七号）

目次

第一章 総則（第一条―第六条）

第二章 役員及び職員（第七条―第十四条）

第三章 業務等（第十五条―第二十五条）

第四章 雑則（第二十六条―第三十二条）

第五章 罰則（第三十三条―第三十五条）

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、独立行政法人中小企業基盤整備機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、卸売業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、サービス業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

五 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

六 企業組合

七 協業組合

八 事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、政令で定めるもの

2 この法律において「経営の革新」とは、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、新たな経営管理方法の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ることをいう。

3 この法律において「中小企業の集積の活性化」とは、中小企業者の集積（自然的経済的社会的条件からみて一体である地域において、同種の事業又はこれと関連性が高い事業を相当数の中小企業者が有機的に連携しつつ行っている場合の当該中小企業者の集積をいう。）の存在する地域において、当該同種の事業又はこれと関連性が高い事業を行う中小企業者によつて新たな経済的環境に即応した事業が行われることにより、当該集積の有する機能が強化されることをいう。

4 この法律において「小規模企業者」とは、小規模企業共済法（昭和四十年法律第二百二号）第二条第一項に規定する小規模企業者をいう。

（名称）

第三条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条

第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人中小企業基盤整備機構とする。

（機構の目的）

第四条 独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）は、中小企業者その他の事業者の事業活動に必要な助言、研修、資金の貸付け、出資、助成及び債務の保証、地域における施設の整備、共済制度の運営等の事業を行い、もつて中小企業者その他の事業者の事業活動の活性化のための基盤を整備することを目的とする。

（中期目標管理法）

第四条の二 機構は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法とする。

（事務所）

第五条 機構は、主たる事務所を東京都に置く。

(資本金)

第六条 機構の資本金は、中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第四百十六号。以下「廃止法」という。）附則第二条第九項、第四条第十一項及び第十二項並びに中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律（平成十六年法律第三十五号。以下「改正法」という。）附則第三条第六項及び第七項の規定により政府及び政府以外の者から出資があつたものとされた金額の合計額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。この場合において、政府は、当該出資した金額の全部又は一部が第二十条第一項の第一種信用基金又は第二十一条第一項の第二種信用基金に充てるべきものであるときは、それぞれの基金に充てるべき金額を示すものとする。

3 機構は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第二章 役員及び職員

(役員)

第七条 機構に、役員として、その長である理事長及び監事三人を置く。

2 機構に、役員として、副理事長一人及び理事八人以内を置くことができる。

(副理事長及び理事の職務及び権限等)

第八条 副理事長は、理事長の定めるところにより、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長（副理事長が置かれていないときは、理事長及び副理事長）を補佐して機構の業務を掌理する。

3 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、副理事長とする。ただし、副理事長が置かれていない場合であつて理事が置かれていないときは、副理事長及び理事が置かれていないときは監事とする。

4 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行つてはならない。

(副理事長及び理事の任期)

第九条 副理事長の任期は四年とし、理事の任期は二年とする。

(役員欠格条項の特例)

第十条 通則法第二十二条の規定にかかわらず、教育公務員で政令で定めるもの（次条各号のいずれかに該当する者を除く。）は、理事となるこ

とができる。

第十一条 通則法第二十二條に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

一 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて機構と取引上密接な利害關係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

二 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

第十二條 機構の理事長、副理事長及び監事の解任に関する通則法第二十三條第一項の規定の適用については、同項中「前條」とあるのは、「前條及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十一條」とする。

2 機構の理事の解任に関する通則法第二十三條第一項の規定の適用については、同項中「前條」とあるのは、「前條並びに独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十條及び第十一條」とする。

（秘密保持義務）

第十三條 機構の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務上知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

（役員及び職員の地位）

第十四條 機構の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務等

（業務の範囲）

第十五條 機構は、第四條の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一 都道府県（中小企業支援法（昭和三十八年法律第四百七号）第三條第一項に規定する都道府県をいう。次号において同じ。）が行う同項各号に掲げる事業（同法第七條第一項に規定する指定法人が行う同項に規定する特定支援事業を含む。）の実施に関し必要な協力をを行い、及び中小企業者の依頼に応じて、その事業活動に関し必要な助言を行うこと。

二 中小企業支援担当者（中小企業支援法第三條第一項第四号の中小企業支援担当者をいう。）並びに中小企業に対する助言、情報の提供その他中小企業の振興に寄与する事業を行うものとして設立された経済産業省令で定める法人の役員及び職員の養成及び研修を行い、並びに都道府県が行うことが困難な中小企業者及びその従業員の経営方法又は技術に関する研修を行うこと。

三 次のイからニまでのいずれかに掲げる事業を行う都道府県に対し、当該事業を行うのに必要な資金の一部の貸付けを行うこと。

イ 創業又は中小企業の経営の革新を支援する事業を行う者に対し、当該事業を行うのに必要な資金の貸付けを行うこと。

ロ 中小企業者に対し、他の事業者との連携若しくは事業の共同化（以下「連携等」という。）を行い、又は中小企業の集積の活性化に寄与

- する事業を行うのに必要な資金（土地、建物その他の施設を取得し、造成し、又は整備するのに必要な資金に限る。ハにおいて同じ。）の貸付けを行うこと。
- ハ 中小企業者の行う連携等又は中小企業の集積の活性化を支援する事業を行う者に対し、当該事業を行うのに必要な資金の貸付けを行うこと。
- ニ 大規模な火災、震災その他の災害により被害を受けた中小企業者を支援する事業を行う者に対し、当該事業を行うのに必要な資金の貸付けを行うこと。
- 四 都道府県から必要な資金の一部の貸付けを受けて、前号イからニまでに掲げる業務を行うこと。
- 五 次のイからハまでに掲げる者に対し、その事業を行うのに必要な資金の出資（第九号及び第十五号に該当するものを除く。）を行うこと。
- イ 創業を行う者又は経営の革新を行う中小企業者
- ロ 創業又は中小企業の経営の革新を支援する事業を行う者
- ハ 中小企業者の行う連携等又は中小企業の集積の活性化を支援する事業を行う者
- 六 前号イからハまでに掲げる者に対し、その事業を行うのに必要な助成を行うこと。
- 七 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）第六条の規定による債務の保証を行うこと。
- 八 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号。以下「中心市街地活性化法」という。）第三十九条第一項の規定による特定の地域における施設の整備等、中心市街地活性化法第四十四条の規定による協力並びに中心市街地活性化法第五十二条第一項の規定による債務の保証及び同条第二項の規定による貸付けを行うこと。
- 九 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第五条の規定による債務の保証、同法第二十一条の規定による協力及び同法第三十四条第一項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備、出資等を行うこと。
- 九の二 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の三の規定による債務の保証を行うこと。
- 十 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）第十五条第一項の規定による貸付け及び同条第二項の規定による協力を行うこと。
- 十一 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号。以下「地域産業集積形成法」という。）第九条第一項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備等を行うこと。
- 十二 商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成二十一年法律第八十号）第十条の規定による貸付け

を行うこと。

十三 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第三百三十条第一項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備等を行うこと。

十四 総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十条及び第五十八条の規定による貸付けを行うこと。

十五 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第十三条、第十九条、第三十八条及び第五十三条の規定による債務の保証、同法第一百七十条第一項の規定による協力並びに同法第三百三十三条の規定による出資その他の業務を行うこと。

十六 小規模企業共済法の規定による小規模企業共済事業を行うこと。

十七 中小企業倒産防止共済法（昭和五十二年法律第八十四号）の規定による中小企業倒産防止共済事業を行うこと。

十八 中小企業支援法第十八条の規定による協力を行うこと。

十九 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和四十一年法律第九十七号）第九条の規定による協力を行うこと。

二十 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号）第二十一条の規定による協力を行うこと。

二十一 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）第十五条第二項の規定による助言を行うこと。

二十二 前各号に掲げる業務に関連して必要な情報の収集、調査及び研究を行い、並びにその成果を普及すること。

二十三 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 機構は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、次に掲げる業務を行うことができる。

一 事業者（中小企業者を除く。次号において同じ。）の依頼に応じて、その事業活動に関し必要な助言を行うこと。

二 事業者及びその従業員の経営方法又は技術に関する研修を行うこと。

三 前項第二号に掲げる業務を行うための施設及び当該施設において行う養成又は研修を受ける者のための宿泊施設その他の同号に掲げる業務に附帯する業務を行うための施設を一般の利用に供すること。

四 市町村（特別区を含む。）に対し、その行う中小企業者の事業活動を支援する事業の実施に関し必要な協力を行うこと。

五 委託を受けて、中心市街地活性化法第三十九条第二項の規定による特定の地域における施設の整備、技術的援助等を行うこと。

六 委託を受けて、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第三十四条第二項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備、技術的援助等を行うこと。

七 委託を受けて、地域産業集積形成法第九条第二項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備、技術的援助等を行うこと。

八 委託を受けて、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第三百三十条第二項の規定による特定の地域における工

場又は事業場の整備、技術的援助等を行うこと。

九 次のイからハまでに掲げる者に対し、それぞれイからハまでに定める資金の貸付けを行うこと。

イ 共済契約者（小規模企業共済法第二条第三項の共済契約者をいう。以下同じ。）又は共済契約者であった者のうち同法第七条第四項各号に掲げる事由が生じた後解約手当金（同法第十二条第一項の解約手当金をいう。）の支給の請求をしていないもの。その者の事業に必要な資金、その事業に関連する資金及びその者の生活の向上に必要な資金

ロ 会社又は特別の法律によって設立された中小企業団体（企業組合、協業組合及び主として小規模企業共済法第二条第一項第一号から第三号までに掲げる個人又は同項第五号から第七号までに規定する会社を直接又は間接の構成員とするものであって、政令で定めるものに限る。以下このロにおいて「中小企業団体」という。）のうちその役員がその役員たる小規模企業者としての地位において共済契約（小規模企業共済法第二条第二項の共済契約をいう。）を締結しているもの。その会社又は中小企業団体の事業に必要な資金

ハ 主としてイ又はロに掲げる者を直接又は間接の構成員とする事業協同組合その他の団体。その団体の事業に必要な資金

3 第一項第三号ロ及びハ、同項第四号（同項第三号ロ及びハに係る部分に限る。）並びに同項第五号イ及びハに掲げる業務の範囲は、政令で定める。

4 第二項第九号に掲げる業務は、第十八条第一項第四号に掲げる業務に係る勘定に属する機構の資産の安全で効率的な運用を害しない範囲内で行わなければならない。

5 機構は、第一項第八号に掲げる業務（中心市街地活性化法第三十九条第一項に規定するものに限る。）、第一項第九号に掲げる業務（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第三十四条第一項に規定するものに限る。）並びに第一項第十一号及び第十三号に掲げる業務については、地方公共団体の要請に基づき行うものとする。ただし、賃貸その他の管理及び譲渡の業務については、この限りでない。

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用）

第十六条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）の規定（罰則を含む。）は、前条第一項第六号の規定により機構が交付する助成金について準用する。この場合において、同法（第二条第七項を除く。）中「各省各庁」とあるのは「独立行政法人中小企業基盤整備機構」と、同法（第二条第一項及び第四項、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは「独立行政法人中小企業基盤整備機構」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人中小企業基盤整備機構の事業年度」と読み替えるものとする。

（業務の委託）

第十七条 機構は、主務大臣の認可を受けて、金融機関に対し、次に掲げる業務の一部を委託することができる。

- 一 第十五条第一項第四号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）
- 二 第十五条第一項第五号に掲げる業務並びに同項第九号及び第十五号に掲げる業務のうち出資に関するもの（これらに附帯する業務を含む。）
- 三 第十五条第一項第七号から第九号の二まで及び第十五号に掲げる業務のうち債務の保証に関するもの（これらに附帯する業務を含む。）
- 四 小規模企業共済事業に係る共済金及び解約手当金の支給に関する業務
- 五 小規模企業共済事業に係る掛金の収納及び返還に関する業務
- 六 中小企業倒産防止共済事業に係る共済金の貸付け並びに解約手当金及び完済手当金の支給に関する業務
- 七 中小企業倒産防止共済事業に係る掛金の収納及び返還に関する業務
- 八 第十五条第二項第九号に掲げる業務

2 機構は、経済産業大臣の認可を受けて定める基準に従って、事業協同組合その他の事業者の団体に対し、前項第五号及び第七号に掲げる業務並びに第十五条第一項第十六号及び第十七号に掲げる業務（以下この項において「共済事業」という。）に関連する同条第一項第二十二号に掲げる業務並びに共済事業及び共済事業に関連する同号に掲げる業務に附帯する業務の一部を委託することができる。

3 前二項に規定する者は、他の法律の規定にかかわらず、前二項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

4 第一項の規定により同項第一号から第三号まで又は第八号に掲げる業務の委託を受けた金融機関の役員及び職員であつて当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（区分経理）

第十八条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

- 一 第十五条第一項第一号から第六号までに掲げる業務、同項第八号及び第九号に掲げる業務（それぞれ次号及び第三号に掲げるものを除く。）
- （ ） 同項第十号から第十四号までに掲げる業務、同項第十五号に掲げる業務（産業競争力強化法第一百七条第一項に規定する協力及び同法第一百七十三条に規定する出資その他の業務に限る。）並びに第十五条第一項第十八号から第二十一号までに掲げる業務並びにこれらに関連する同項第二十二号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務
- 二 第十五条第一項第七号に掲げる業務、同項第八号に掲げる業務（中心市街地活性化法第五十二条第一項に規定するものに限る。）、第十五条第一項第九号に掲げる業務（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第五条に規定するものに限る。）、同項第九号の二に掲げる業務及び同項第十五号に掲げる業務（前号に掲げるものを除く。）並びにこれらに関連する同項第二十二号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

三 第十五条第一項第八号及び第九号に掲げる業務のうち特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第五十条の規定による産業の開發のために国の財政資金をもって行う出資に関するもの並びにこれらに関連する第十五条第一項第二十二号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに同条第二項第五号及び第六号に掲げる業務

四 第十五条第一項第十六号に掲げる業務及びこれに関連する同項第二十二号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに同条第二項第九号に掲げる業務

五 第十五条第一項第十七号に掲げる業務及びこれに関連する同項第二十二号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

2 第十五条第四項の規定は、前項第四号に掲げる業務に係る勘定（以下「小規模企業共済勘定」という。）からの他の勘定への資金の融通について準用する。

（利益及び損失の処理の特例等）

第十九条 機構は、それぞれ前条第一項第一号に掲げる業務に係る勘定（以下「一般勘定」という。）、同項第二号に掲げる業務に係る勘定、小規模企業共済勘定及び同項第五号に掲げる業務に係る勘定において、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち主務大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十五条第一項及び第二項の業務の財源に充てることができる。

2 機構は、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

3 前条第一項第三号に掲げる業務に係る勘定（以下「施設整備等勘定」という。）における通則法第四十四条第一項ただし書の適用については、同項中「第三項の規定により同項の使途に充てる場合」とあるのは、「政令で定めるところにより計算した額を国庫に納付する場合又は第三項の規定により同項の使途に充てる場合」とする。

4 第一項及び第二項の規定は、施設整備等勘定について準用する。この場合において、第一項中「通則法第四十四条第一項」とあるのは、「第三項の規定により読み替えられた通則法第四十四条第一項」と読み替えるものとする。

5 前各項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

（第一種信用基金）

第二十条 機構は、第十五条第一項第八号に掲げる業務のうち債務の保証に関するもの及びこれに附帯する業務に関する第一種信用基金を設け、

廃止法附則第四条第十三項の規定により第一種信用基金に充てるべきものとして政府から出資があつたものとされた金額、同条第十四項の規定により第一種信用基金に充てるべきものとして政府以外の方から出えんがあつたものとされた金額及び第六条第二項後段の規定により第一種信用基金に充てるべきものとして政府が示した金額の合計額に相当する金額をもつてこれに充てるものとする。

- 2 前項の第一種信用基金は、経済産業省令・財務省令で定めるところにより、毎事業年度の損益計算上利益又は損失を生じたときは、その利益又は損失の額により増加又は減少するものとする。

(第二種信用基金)

- 第二十一条 機構は、第十五条第一項第七号、第九号、第九号の二及び第十五号に掲げる業務のうち債務の保証に関するもの並びにこれらに附帯する業務に関する第二種信用基金を設け、廃止法附則第四条第十三項の規定により第二種信用基金に充てるべきものとして政府から出資があつたものとされた金額、同条第十四項の規定により第二種信用基金に充てるべきものとして政府以外の方から出えんがあつたものとされた金額及び第六条第二項後段の規定により第二種信用基金に充てるべきものとして政府が示した金額の合計額に相当する金額をもつてこれに充てるものとする。

- 2 前条第二項の規定は、前項の第二種信用基金に準用する。

(長期借入金及び中小企業基盤整備債券)

第二十二条 機構は、第十五条第一項第四号に掲げる業務、同項第八号に掲げる業務（中心市街地活性化法第三十九条第一項の規定によるものに限る。）、第十五条第一項第九号に掲げる業務（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第三十四条第一項第一号に掲げるものに限る。）並びに第十五条第一項第十一号及び第十七号に掲げる業務に必要な費用に充てるため、経済産業大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は

中小企業基盤整備債券（以下「債券」という。）を発行することができる。

- 2 前項の規定による債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

- 3 前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

- 4 機構は、経済産業大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

- 5 会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

- 6 前各項に定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

(債務保証)

第二十三条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決

を経た金額の範囲内において、機構の長期借入金又は債券に係る債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。）について保証することができる。

（償還計画）

第二十四条 機構は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

（余裕金の運用の特例）

第二十五条 機構は、通則法第四十七条の規定にかかわらず、次の方法により、業務上の余裕金を運用することができる。

一 財政融資資金への預託

二 通則法第四十七条第一号の規定により取得した有価証券の信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）への信託

2 機構は、通則法第四十七条及び前項の規定にかかわらず、安全かつ効率的なものとして経済産業大臣の指定する方法により、小規模企業共済勘定に属する業務上の余裕金を運用することができる。

第四章 雑則

（報告及び検査）

第二十六条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があるときは、第十七条第一項又は第二項の規定により業務の委託を受けた者（以下「受託者」という。）に対し、その委託を受けた業務に関し報告をさせ、又はその職員に、受託者の事務所その他の事業所に立ち入り、その委託を受けた業務に関し業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（権限の委任）

第二十六条の二 主務大臣は、政令で定めるところにより、次に掲げる権限の一部を内閣総理大臣に委任することができる。

一 機構に対する通則法第六十四条第一項の規定による立入検査の権限

二 受託者に対する前条第一項の規定による立入検査の権限

2 内閣総理大臣は、前項の規定による委任に基づき、通則法第六十四条第一項又は前条第一項の規定により立入検査をしたときは、速やかに、その結果について主務大臣に報告するものとする。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定により委任された権限及び前項の規定による権限を金融庁長官に委任する。

4 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

(財務大臣との協議)

第二十七条 経済産業大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

- 一 第二十二條第一項若しくは第四項又は第二十四條の認可をしようとするとき。
- 二 第十九條第一項の承認（第十八條第一項第二号に掲げる業務に係るものを除く。）をしようとするとき。
- 三 第二十五條第二項の指定をしようとするとき。

(主務大臣等)

第二十八條 この法律及び機構に係る通則法における主務大臣は、次のとおりとする。

- 一 役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項については、経済産業大臣（第十八條第一項第二号に掲げる業務に係る財務及び会計に関する事項については、経済産業大臣及び財務大臣）
- 二 第十八條第一項第二号に掲げる業務に関する事項については、経済産業大臣及び財務大臣
- 三 機構の行う業務のうち前号に掲げる業務以外のものに関する事項については、経済産業大臣
- 2 第十八條第一項第二号に掲げる業務についての第二十六條第一項及び通則法第六十四條第一項に規定する主務大臣の権限は、経済産業大臣又は財務大臣がそれぞれ単独で行使することを妨げない。
- 3 第十八條第一項第二号に掲げる業務に関する通則法第六十七條の規定の適用については、同条中「主務大臣」とあるのは、「経済産業大臣」とする。
- 4 機構に係る通則法における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

第二十九條 削除

(国家公務員宿舎法の適用除外)

第三十條 国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第百十七号）の規定は、機構の役員及び職員には適用しない。

第三十一條 削除

(他の法令の準用)

第三十二條 不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、機構を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

第五章 罰則

第三十三条 第十三条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第三十四条 第二十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした受託者の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により経済産業大臣又は主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 第十五条第一項及び第二項に規定する業務以外の業務を行ったとき。

三 第二十五条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

附則抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年六月一日から施行する。ただし、第二十八条及び附則第十五条の規定は、公布の日から施行する。

(機構の成立)

第二条 機構は、通則法第十七条の規定にかかわらず、独立行政法人都市再生機構の成立の時に成立する。

2 機構は、通則法第十六条の規定にかかわらず、機構の成立後遅滞なく、政令で定めるところにより、その設立の登記をしなければならない。

(地域振興整備債券に係る債務に関する連帯債務)

第三条 改正法附則第三条第一項の規定により機構が地域振興整備公団（以下「公団」という。）の義務を承継したときは、当該承継の時ににおいて発行されているすべての地域振興整備債券に係る債務については、機構及び独立行政法人都市再生機構が連帯して弁済の責めに任ずる。ただし、国が保有している地域振興整備債券に係る債務については、国が弁済の請求をする場合にあっては、この限りでない。

2 地域振興整備債券の債権者は、機構又は独立行政法人都市再生機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

3 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

(公団の工業再配置等業務に係る業務の特例)

第五条 機構は、政令で定める日までの間、第十五条第一項及び第二項の業務のほか、次に掲げる業務を行う。

一 機構の成立の際現に改正法附則第八条の規定による廃止前の地域振興整備公団法（昭和三十七年法律第九十五号。以下「旧公団法」という

- 。第十九条第一項第二号の規定により公団が造成、整備又は管理（同項第三号に規定するこれらに附帯する業務を含む。）を行っている工場地及び施設につき、造成、整備、管理及び譲渡を行うこと。
- 二 機構の成立の際現に改正法附則第二十五条の規定による改正前の地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号。以下「改正前地方拠点法」という。）第四十条第一項第一号の規定により公団が造成、整備又は管理（同項第三号に規定するこれらに附帯する業務を含む。）を行っている産業業務施設用地及び施設につき、造成、整備、管理及び譲渡を行うこと。
- 三 機構の成立の際現に改正法附則第二十八条の規定による改正前の新事業創出促進法（平成十年法律第五十二号。以下「改正前新事業創出促進法」という。）附則第十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前新事業創出促進法附則第九条（第二号に係る部分に限る。）の規定による廃止前の地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律（昭和六十三年法律第三十二号。以下「旧特定事業集積促進法」という。）第七条第一項第一号の規定により公団が管理している業務用地につき、管理及び譲渡を行うこと。
- 四 前三号に掲げる業務の円滑な実施を図るため、機構の成立の際現に改正前新事業創出促進法第二十六条第一項第二号の規定により公団が賃貸その他の管理を行っている工場地、産業業務施設用地及び業務用地につき、賃貸その他の管理を行うこと。
- 五 前各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うこと。
 - イ 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律附則第四条第一項の業務
 - ロ 地域産業集積形成法附則第三条第一項の業務
 - ハ 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第三百三十一条第一項の業務
 - ニ 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第八十三条に規定する業務
- 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
 - 2 機構は、前項の業務の円滑な実施を図るため、第十五条第一項及び第二項並びに前項の業務のほか、同条第一項及び前項の業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、次に掲げる業務を行うことができる。
 - 一 旧公団法第十九条第二項各号に掲げる業務
 - 二 改正前地方拠点法第四十条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる業務
 - 3 機構は、前二項の業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。
 - 4 機構は、第一項及び第二項の業務を終えたときは、前項に規定する特別の勘定を廃止するものとし、その廃止の際現に当該勘定に所属する権利及び義務を一般勘定に帰属させるものとする。
 - 5 前項の規定にかかわらず、機構が第一項及び第二項の業務を終えた際に、第三項に規定する特別の勘定に属する資産の価額が負債の金額を上

回る場合において、経済産業大臣が財務大臣と協議してその差額に相当する金額のうち財政投融资特別会計の投資勘定に納付すべき金額を定めるときは、機構は、政令で定めるところにより、当該金額を財政投融资特別会計の投資勘定に納付しなければならない。

6 第四項の規定による第三項に規定する特別の勘定の廃止の時ににおいて、改正法附則第三条第七項の規定により政府から機構に対し出資されたものとされた額のうち第一項及び第二項の業務に係る部分として経済産業大臣が定める金額については、機構に対する政府からの出資はなかったものとし、機構は、その額により資本金を減少するものとする。

(公団の産炭地域経過業務に係る業務の特例)

第六条 機構は、平成二十二年度の終了の日までの間に限り、第十五条第一項及び第二項並びに前条第一項及び第二項の業務のほか、旧産炭地域振興臨時措置法(昭和三十六年法律第二百十九号)附則第二項本文の規定にかかわらず、同項ただし書に規定する地方債に係る利子補給金を支給する業務を行う。

2 機構は、政令で定める日までの間、第十五条第一項及び第二項、前条第一項及び第二項並びに前項の業務のほか、株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)附則第十五条第一項の規定による解散前の日本政策投資銀行が石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十二年法律第十六号)第六条の規定の施行の日前に同条の規定による改正前の地域振興整備公団法(以下「平成十二年改正前の公団法」という。)第十九条第一項第四号において規定する地域において当該地域の振興に必要な鉱工業等を営む者に対して株式会社日本政策投資銀行法附則第二十六条の規定による廃止前の日本政策投資銀行法(平成十一年法律第七十三号)第二十条第一項第一号の規定により行った貸付けについて、株式会社日本政策投資銀行に対し、利子補給金を支給する業務を行うことができる。

3 機構は、前項の政令で定める日までの間、第十五条第一項及び第二項、前条第一項及び第二項並びに前二項の業務のほか、次に掲げる業務を行う。

一 機構の成立の際現に旧公団法附則第十条第二項第一号の規定により公団が管理を行っている平成十二年改正前の公団法第十九条第一項第四号の規定により公団が造成又は建設を行った土地及び工作物につき、管理及び譲渡を行うこと。

二 機構の成立の際現に旧公団法附則第十条第二項第二号の規定により公団が管理を行っている平成十二年改正前の公団法第十九条第一項第六号の規定により工業用水の供給の用に供した工業用水道につき、管理及び譲渡を行うこと。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

4 機構は、前項の業務の円滑な実施を図るため、第十五条第一項及び第二項、前条第一項及び第二項並びに前三項の業務のほか、第十五条第一項、前条第一項及び前三項の業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、平成十二年改正前の公団法第十九条第二項各号に掲げる業務(同条第一項第四号に規定する地域における鉱工業等の振興に係るものに限る。)を行うことができる。

5 機構は、前各項の業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

6 機構は、第一項から第四項までの業務を終えた場合において、その際前項に規定する特別の勘定に属する資産の価額が負債の金額を上回るときは、その差額に相当する金額の全部又は一部を、政令で定めるところにより国庫に納付しなければならない。

7 機構は、前項の規定により国庫納付をしたときは（同項に規定する場合において同項に規定する資産の価額が負債の金額を下回るときは、第一項から第四項までの業務を終えた後遅滞なく）、第五項に規定する特別の勘定を廃止するものとし、その廃止の際現に当該勘定に所属する権利及び義務を一般勘定に帰属させるものとする。

8 前項の規定による第五項に規定する特別の勘定の廃止の時ににおいて、改正法附則第三条第六項の規定により政府から機構に対し出資されたものとされた額については、機構に対する政府からの出資はなかったものとし、機構は、その額により資本金を減少するものとする。

（旧特定事業集積促進法等に係る業務の特例）

第七条 機構は、当分の間、第十五条第一項及び第二項、附則第五条第一項及び第二項並びに前条第一項から第四項までの業務のほか、次に掲げる業務を行う。

一 機構の成立の際現に廃止法附則第四十四条の規定による改正前の新事業創出促進法附則第十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧特定事業集積促進法第九条第一号の規定により産業基盤整備基金（以下「基金」という。）が行っている債務の保証に係る借入れにつき債務の保証を行うこと。

二 機構の成立の際現に廃止法附則第四十七条の規定による改正前の新事業創出促進法の一部を改正する法律（平成十一年法律第二百二十三号附則第五条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第四条の規定による廃止前の特定新規事業実施円滑化臨時措置法（平成元年法律第五十九号）第六条第一号の規定により基金が行っている債務の保証に係る社債又は借入れにつき債務の保証を行うこと。

三 機構の成立の際現に廃止法附則第四十六条の規定による改正前の産業活力再生特別措置法附則第七条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第五条の規定による廃止前の特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法（平成七年法律第六十一号）第十一条第一号の規定により基金が行っている債務の保証に係る借入れにつき債務の保証を行うこと。

四 機構の成立の際現に廃止法附則第四十九条の二の規定による改正前の産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律（平成十五年法律第二十六号）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の産業活力再生特別措置法第十四条第一号の規定により基金が行っている債務の保証に係る借入れにつき債務の保証を行うこと。

（旧繊維法に係る業務の特例）

第八条 機構は、第十五条第一項及び第二項、附則第五条第一項及び第二項並びに第六条第一項から第四項まで並びに前条の業務のほか、廃止法

第一条（第一号に係る部分に限る。）の規定による廃止前の中小企業総合事業団法（平成十一年法律第十九号。以下「旧事業団法」という。）の施行前に旧事業団法附則第二十四条（第二号に係る部分に限る。）の規定による廃止前の繊維産業構造改善臨時措置法（昭和四十二年法律第八十二号。以下「旧繊維法」という。）第三章に規定する繊維産業構造改善事業協会（以下「協会」という。）が締結した債務保証契約に係る旧繊維法第四十条第一項第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を行う。

2 機構は、この法律の施行の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日までの間、第十五条第一項及び第二項、附則第五条第一項及び第二項並びに第六条第一項から第四項まで、前条並びに前項の業務のほか、旧繊維法第四十条第一項第三号から第五号まで及び第七号から第九号までに掲げる業務並びにこれらに附帯する業務を行う。

（旧新事業創出促進法に係る業務の特例）

第八条の二 機構は、当分の間、第十五条第一項及び第二項、附則第五条第一項及び第二項並びに第六条第一項から第四項まで並びに前二条の業務のほか、中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十号）附則第十六条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第四条（第二号に係る部分に限る。）の規定による廃止前の新事業創出促進法（以下「旧新事業創出促進法」という。）第三十条第一項の規定による特定の地域における工場若しくは事業場又は工場用地若しくは業務用地の整備、譲渡等及びこれらに附帯する業務を行う。

2 機構は、当分の間、第十五条第一項及び第二項、附則第五条第一項及び第二項並びに第六条第一項から第四項まで、前二条並びに前項の業務のほか、地域産業集積形成法附則第四条の業務を行う。

（特定施設整備法等廃止法による廃止前の民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法等に係る業務の特例）

第八条の三 機構は、当分の間、第十五条第一項及び第二項、附則第五条第一項及び第二項並びに第六条第一項から第四項まで並びに前三条の業務のほか、次に掲げる業務を行う。

一 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法及び輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法を廃止する法律（平成十八年法律第三十一号。以下「特定施設整備法等廃止法」という。）の施行前に機構が締結した債務保証契約に係る特定施設整備法等廃止法附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされる特定施設整備法等廃止法による廃止前の民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（昭和六十一年法律第七十七号）第十四条の業務

二 特定施設整備法等廃止法の施行前に機構が締結した債務保証契約に係る中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第五十四号）附則第十七条の規定によりなおその効力を有するものとされる特定施設整備法等廃止法附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされる特定施設整備法等廃止法附則第十一条の規定による改正

前の特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法（平成三年法律第八十二号）第九条の業務

三 特定施設整備法等廃止法の施行前に機構が締結した債務保証契約に係る特定施設整備法等廃止法附則第三条の規定によりなおその効力を有するものとされる特定施設整備法等廃止法による廃止前の輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法（平成四年法律第二十二号。以下「旧輸入・対内投資法」という。）第八条第一号及び第三号から第五号までに掲げる業務

四 旧輸入・対内投資法第八条第二号及び第六号の規定によりされた出資に係る株式の管理及び処分

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務

（旧特定産業集積活性化法に係る業務の特例）

第八条の四 機構は、当分の間、第十五条第一項及び第二項並びに附則第五条第一項及び第二項、第六条第一項から第四項まで並びに第七条から前条までの業務のほか、地域産業集積形成法附則第九条の規定によりなおその効力を有するものとされる地域産業集積形成法附則第五条の規定による廃止前の特定産業集積の活性化に関する臨時措置法（平成九年法律第二十八号。以下「旧特定産業集積活性化法」という。）第十一条第一項及び第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定による特定の地域における工場若しくは事業場、工場用地若しくは業務用地又は施設の造成、整備、譲渡等及びこれらに附帯する業務を行う。

2 機構は、当分の間、第十五条第一項及び第二項、附則第五条第一項及び第二項、第六条第一項から第四項まで並びに第七条から前条まで並びに前項の業務のほか、地域産業集積形成法附則第十五条第一項の業務及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第三百三十二条の業務を行う。

（改正前産業活力再生特別措置法等に係る業務の特例）

第八条の五 機構は、当分の間、第十五条第一項及び第二項並びに附則第五条第一項及び第二項、第六条第一項から第四項まで並びに第七条から前条までの業務のほか、次に掲げる業務を行う。

一 産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十六号）の施行前に機構が締結した債務保証契約に係る同法附則第四条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の産業活力再生特別措置法（以下「改正前産業活力再生特別措置法」という。）第十四条第一号の業務

二 改正前産業活力再生特別措置法第十四条第二号の規定によりされた出資に係る株式の管理及び処分

三 我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第二十九号）の施行前に機構が締結した債務保証契約に係る同法附則第四条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の産業活力再生特別措置法第二十四条の業務

四 産業競争力強化法の施行前に機構が締結した債務保証契約に係る同法附則第十一条及び第二十四条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第四条による廃止前の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第三百一十一号。以下「廃止前産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」という。）第二十四条及び第五十条の業務

五 廃止前産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第四十七条の規定によりされた出資に係る株式の管理及び処分

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務

（改正前中心市街地活性化法に係る業務の特例）

第八条の六 機構は、当分の間、第十五条第一項及び第二項並びに附則第五条第一項及び第二項、第六条第一項から第四項まで並びに第七条から前条までの業務のほか、次に掲げる業務を行う。

一 中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十号。以下「中心市街地活性化法改正法」という。）の施行の際現に機構が整備し、又は管理している中心市街地活性化法改正法による改正前の中心市街地活性化法（以下「改正前中心市街地活性化法」という。）第三十八条第一項第一号イ又はロの施設に係る中心市街地活性化法改正法附則第四条の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前中心市街地活性化法第三十八条第一項の業務

二 改正前中心市街地活性化法第三十八条第一項の規定によりされた出資に係る株式の管理及び処分

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務

（出資承継勘定）

第九条 機構は、第十八条第一項の規定にかかわらず、廃止法附則第四条第一項の規定により基金から承継した株式（廃止法附則第三十七条の規定による改正前の輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法第八条第二号の規定による出資に基づいて取得した株式を除く。）に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定（以下「出資承継勘定」という。）を設けて整理しなければならない。

2 廃止法附則第四条第十二項の規定により政府又は政府以外の者から出資があったものとされた金額（第六項において「出資金額」という。）に係る経理は、出資承継勘定において行うものとする。

3 機構は、第一項に規定するすべての株式の処分を終えたときは、出資承継勘定を廃止するものとし、その廃止の際出資承継勘定に属する資産の価額に相当する金額を、政府又は政府以外の者に対し、それぞれ廃止法附則第四条第十二項の規定により政府又は政府以外の者から出資があったものとされた金額に応じて分配するものとする。この場合において、政府に対し分配するものとされた金額は、財政投融资特別会計の投資勘定に帰属するものとする。

4 前項の規定により政府又は政府以外の者に分配することができる金額は、廃止法附則第四条第十二項の規定によりそれぞれ政府又は政府以外

の者から出資があつたものとされた金額を限度とする。

5 第三項の規定による分配の結果なお残余財産があるときは、その財産は、財政投融资特別会計の投資勘定に帰属する。

6 機構は、第三項の規定により出資承継勘定を廃止したときは、その廃止の際出資金額に相当する金額により資本金を減少するものとする。
(繊維信用基金)

第十条 機構は、附則第八条第一項の業務に関する繊維信用基金（以下単に「繊維信用基金」という。）を設け、廃止法附則第二条第十三項の規定により繊維信用基金に充てるべきものとして政府から出資があつたものとされた金額及び同条第十四項の規定により繊維信用基金に充てるべきものとして繊維事業者又はその組織する団体から出えんがあつたものとされた金額の合計額に相当する金額をもってこれに充てるものとする。

2 繊維信用基金は、経済産業省令で定めるところにより、毎事業年度の損益計算上利益又は損失を生じたときは、その利益又は損失の額により増加し又は減少するものとする。

3 機構は、附則第八条第一項の業務に関し、廃止法附則第二条第一項の規定により中小企業総合事業団（以下「事業団」という。）から承継したすべての債務保証契約の期間が満了したのち、すべての求償権（協会又は事業団が債務保証契約を履行したことにより取得した求償権及び機構が当該債務保証契約を履行した場合に取得する求償権をいう。）の回収及び償却を終えたときは、繊維信用基金を廃止するものとする。

4 機構が前項の規定により繊維信用基金を廃止する際に、附則第十三条第三項の規定による返還を行った後における当該基金に属する資産の価額が負債の金額を上回る場合において、経済産業大臣が財務大臣と協議してその差額に相当する金額のうち国の一般会計に納付すべき金額を定めたときは、機構は、当該金額を国の一般会計に納付しなければならない。

5 前項の規定による納付があつたときは、機構は、その額により資本金を減少するものとする。

第十一条及び第十二条 削除

(出えん金の返還)

第十三条 機構は、廃止法附則第二条第十四項の規定により繊維信用基金に充てるべきものとして繊維事業者又はその組織する団体から出えんがあつたものとされた金額（以下「出えん金」という。）について、附則第八条第一項の業務の実施の状況、繊維信用基金の状況等を勘案して、当該業務に支障がないと認めるときは、経済産業大臣の認可を受けて、これを当該出えん金を出えんしたものとされた者に対し、その出えん金の額を限度として返還することができる。

2 前項の規定により出えん金の返還がなされたときは、繊維信用基金は、その返還した金額により減少するものとする。

3 第一項の規定は、附則第十条第三項の規定により繊維信用基金を廃止する場合における出えん金の返還について準用する。この場合において、第一項中「附則第八条第一項の業務の実施の状況、繊維信用基金の状況等を勘案して、当該業務に支障がないと認めるときは」とあるのは、

「繊維信用基金の廃止の際における当該基金の状況等を勘案して、当該出えん金を出えんしたものとされた者と協議するところにより」と読み替えるものとする。

4 前項の規定により出えん金が返還された場合においては、当該返還によりすべての出えん金が返還されたものとみなす。
(機構の納付金等)

第十三条の二 機構は、附則第八条の三各号に掲げる業務ごとに、それぞれその業務を終えた後、経済産業大臣及び財務大臣が、政府から機構に対し出資されている金額(附則第十四条の規定により読み替えられた第十八条第一項第二号に掲げる業務に係る勘定において経理を行っている金額に限る。)のうち、機構の業務に必要な資金に充てるべき金額を勘案して機構が国庫に納付すべき金額を定めるときは、政令で定めるところにより、当該金額を国庫に納付しなければならない。

2 経済産業大臣及び財務大臣は、前項の規定により金額を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

3 機構は、第一項の規定により国庫納付金を納付したときは、その納付額により資本金を減少するものとする。

第十三条の三 機構は、附則第八条の五各号に掲げる業務ごとに、それぞれその業務を終えた後、経済産業大臣及び財務大臣が、政府から機構に対し出資されている金額(次条の規定により読み替えられた第十八条第一項第二号に掲げる業務に係る勘定において経理を行っている金額に限る。)のうち、機構の業務に必要な資金に充てるべき金額を勘案して機構が国庫に納付すべき金額を定めるときは、政令で定めるところにより、当該金額を国庫に納付しなければならない。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。

(業務の特例に係る予算等の特例)

第十四条 附則第五条第一項及び第二項、第六条第一項から第四項まで並びに第七条から第八条の六までの規定により機構が業務を行う場合には、次の表の上欄に掲げるこの法律の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第十六条	の規定により機構が交付する助成金	及び附則第八条第二項(旧繊維法第四十条第一項第四号及び第五号に係る部分に限る。)の規定により機構が交付する助成金並びに附則第六条第一項の規定により機構が支給する利子補給金
第十七条第一項第三号	含む。)	含む。)並びに附則第七条の業務、附則第八条の三第一号から第三号までに掲げる業務及び附則第八条の五の業務
第十八条第一項第一号	並びに第十五条第一項第十八号から	第十五条第一項第十八号から第二十一号までに掲げる業務並びに附則第八条

				第二十一号までに掲げる業務 同条第二項第一号 第八号に掲げる業務	の二及び第八条の四の業務（それぞれ第三号に掲げるものを除く。） 第十五条第二項第一号 第八号に掲げる業務並びに附則第八条及び第八号の六の業務
	第十八条第一項第二号	附帯する業務		第八号に掲げる業務並びに附則第七条、第八条の三及び第八号の五の業務	附帯する業務並びに附則第八条の二の業務、附則第八条の四第一項の業務（旧特定産業集積活性化法第十一条第一項に規定するものに限る。）及び附則第八条の四第二項の業務（旧特定産業集積活性化法第十一条第一項に規定するものに限る。）のうち
	第十八条第一項第三号	業務のうち			もの並びに附則第八条の二第二項の業務（旧新事業創出促進法第三十二条第一項第二号に掲げるものに限る。）、附則第八条の二第二項の業務（旧新事業創出促進法第三十二条第一項第二号に掲げるものに限る。）、附則第八条の四第一項の業務（旧特定産業集積活性化法第十一条第一項第二号に掲げるものに限る。）及び附則第八条の四第二項の業務（旧特定産業集積活性化法第十一条第一項第二号に掲げるものに限る。）並びに
		もの並びに			第六号に掲げる業務並びに附則第八条の四第一項の業務（旧特定産業集積活性化法第十一条第二項に規定するものに限る。）及び附則第八条の四第二項の業務（旧特定産業集積活性化法第十一条第二項に規定するものに限る。）
	第十九条第一項	及び同項第五号に掲げる業務に係る勘定			、同項第五号に掲げる業務に係る勘定、附則第五条第三項に規定する特別の勘定、附則第六条第五項に規定する特別の勘定及び出資承継勘定
		第二項の業務			第二項並びに附則第五条第一項及び第二項、第六条第一項から第四項まで並びに第七条から第八条の六までの業務
	第二十条第一項	及びこれに			及び附則第八条の三第二号に掲げる業務並びにこれらに
	第二十一条第一項	掲げる業務			掲げる業務、附則第八条の三第一号及び第三号に掲げる業務並びに附則第八条

	附帯する業務	の五の業務
第二十二條第一項	第十七号に掲げる業務	第十七号に掲げる業務並びに附則第五條第一項、第六條第一項から第三項まで、第八條及び第八條の二の業務並びに附則第八條の四第一項の業務（旧特定産業集積活性化法第十一條第一項に規定するものに限る。）
第三十五條第二号	第二項	第二項並びに附則第五條第一項及び第二項、第六條第一項から第四項まで並びに第七條から第八條の六まで

（政令への委任）

第十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

○農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）（抄）

第三章 農事組合法人

第一節 （略）

第二節 事業

第七十二條の十 農事組合法人は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一 農業に係る共同利用施設の設置（当該施設を利用して行う組合員の生産する物資の運搬、加工又は貯蔵の事業を含む。）又は農作業の共同化に関する事業

二 農業の経営（その行う農業に関連する事業であつて農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工その他農林水産省令で定めるもの及び農業と併せ行う林業の経営を含む。）

三 前二号の事業に附帯する事業

② 組合員に出資をさせない農事組合法人（以下「非出資農事組合法人」という。）は、前項の規定にかかわらず、同項第二号の事業を行うことができない。

③ 第一項第一号の事業を行う農事組合法人は、定款の定めるところにより、組合員以外の者にその施設を利用させることができる。ただし、一事業年度における組合員以外の者の事業の利用分量の総額は、当該事業年度における組合員の事業の利用分量の総額の五分の一を超えてはならない。

第七十二条の十一 私的独占禁止法第八条第一号及び第四号の規定は、農事組合法人が行う前条第一項第一号の事業については、適用しない。ただし、公正な取引方法を用いる場合又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合は、この限りでない。

第七十二条の十二 第七十二条の十第一項第二号の事業を行う農事組合法人（以下「農業経営農事組合法人」という。）の当該事業に常時従事する者のうち、組合員及び組合員と同一の世帯に属する者以外のものの数は、その常時従事する者の数の三分の二を超えてはならない。

第三節（略）